

# 子吉川地域森林計画書

(子吉川森林計画区)

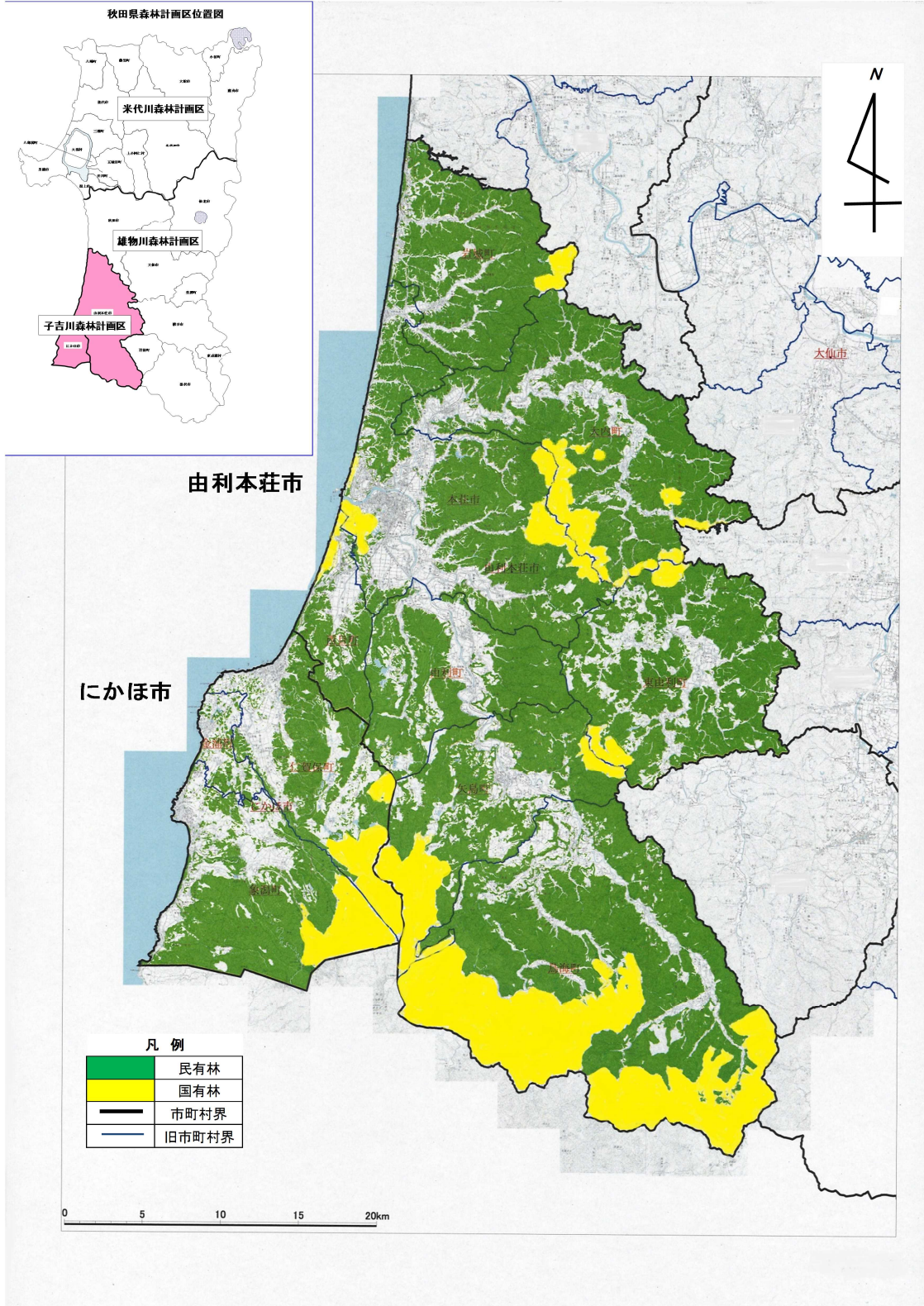
計画期間

自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 38 年 3 月 31 日

秋 田 県



子吉川計画区の位置図及び計画区内図







## は し が き

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（平成25年10月策定）に即し、子吉川森林計画区の民有林について、同区域の自然的経済的社会的条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

### 担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

#### 「担当者の職氏名」

農林水産部森林整備課	課長	佐藤龍司
	主幹（兼）班長	前田徳美
	主幹	澤田智志
	副主幹	工藤純一
	専門員	浅利和栄
	主査	加藤貴志

#### 「樹立に従事した期間」

平成27年4月～平成27年12月

## 目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	10
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1)	森林の整備及び保全の目標	11
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	11
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	14
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	16
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
(4)	その他必要な事項	18
3	間伐及び保育に関する事項	19
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	19
(3)	その他必要な事項	19
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	20
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	22
(3)	その他必要な事項	22
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	23
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	24
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	25
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
(6) その他必要な事項	25
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	25
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	25
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	27
(5) その他必要な事項	27
第4 森林の保全に関する事項	28
1 森林の土地の保全に関する事項	28
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	28
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	28
(4) その他必要な事項	28
2 保安施設に関する事項	28
(1) 保安林の整備に関する方針	28
(2) 保安施設地区に関する方針	28
(3) 治山事業に関する方針	29
(4) 特定保安林の整備に関する事項	29
(5) その他必要な事項	29
3 森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	29
(3) 林野火災の予防の方針	30
(4) その他必要な事項	30
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	31
1 保健機能森林の区域の基準	31
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	31

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	3 1
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	3 1
(3) その他必要な事項	3 1
第6 計画量等	3 2
1 伐採立木材積	3 2
2 間伐面積	3 2
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 3
4 林道の開設又は拡張に関する計画	3 4
(1) 市町村別内訳表	3 4
(2) 箇所別内訳表	3 5
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	4 1
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 1
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 2
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 3
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 3
第7 その他必要な事項	4 4
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	4 4
(1) 制限林の施業方法	4 4
(2) 森林の保護及び管理	4 7
2 その他必要な事項	4 7
(1) 水と緑の条例に関する事項	4 7
別表1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）	4 9
別表2 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）	5 2
別表3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）	5 3
別表4 重複指定制限林の所在及び面積	5 6
別表5 水源森林地域の所在及び面積	6 2

別添 参考資料

## I 計画の大綱

### 1 地域の自然的、社会経済的背景、森林計画区の位置付け

#### (1) 位置及び区域

子吉川森林計画区は、本県の南西部に位置し、北は秋田市、東は大仙市・横手市・湯沢市・雄勝郡、南は山形県に接し、西は日本海に臨み2市を包括する区域です。

計画区域の市町村	総土地面積	計画対象森林 (民有林) 面積
由利本荘市 (本荘市、岩城町、矢島町 由利町、西目町、鳥海町 東由利町、大内町)	(ha) 145,073	(ha) 81,547
にかほ市 (仁賀保町、金浦町、象潟町)		

注) ( ) 内は旧市町村の名称

資料：総数は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H26.10.1時点)

#### (2) 自然的条件

##### ア 地勢

本計画区の東部には小起伏山地と大起伏丘陵地から成る出羽山地が存在し、西部に行くに従いなだらかに傾斜し日本海に臨んでいます。また、南部には東北地方において2番目の標高を有する鳥海山(2,236m)を背にし、一級河川である子吉川が出羽山地から流れる芋川と由利本荘市平野部で合流し日本海に注いでいます。また、海岸北部には衣川、海岸南部には奈曽川及び白雪川が流れています。

本地域の急峻な山岳地帯は大部分が国有林で占められており、民有林においては一部に急峻なところがみられますが、全体的になだらかな地形となっています。

##### イ 地質及び土壌

本地域の地質は、グリーンタフ地質特有の新第三期及びこれを被覆する鳥海山火山噴出物・泥流堆積物などの第四期からなっています。出羽山地は第三紀新世安山岩類で、硬質泥岩、凝灰岩も多く、地域の東部には南北に走る断層の構造も見られます。日本海沿岸にそって飛砂が海岸砂丘を形成するとともに、子吉川下流の由利原、白雪川下流の平坦部及び日本海沿岸には広く鳥海山による火山泥流堆積物が分布しています。

土壌は褐色森林土が北部と東部に分布し、腐植に富んだ埴土又は壤土からなり、林地生産力は高くなっています。鳥海山山麓の山麓や台地には黒ボク土が分布していますが、過去の機械力による農場造成等により、腐植に富む表土が失われている地域もあり、林地生産力向上のための対策が必要な地域も見受けられます。

##### ウ 気象

気象は、海岸部と内陸部とではかなりの違いがあり、海岸部の本荘地域では最近5

年間の年平均気温 12.0℃、年間降水量は 1,702～2,500mm で、最深積雪は 47～75cm となっているのに対し、内陸部の矢島地域では年平均気温 11.0℃で、年間降水量は 2,046～2,610mm、最深積雪は 99～177cm と多くなっています。

このように海岸部では、積雪量が少ないのに対し、内陸部では積雪量が多く、林木の生育は海岸部と内陸部で違いが見られます。

区 分	気 温 (℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	観測地点
	最高	最低	年平均			
海岸部	34.3	-8.0	12.0	2,033	60	本荘
内陸部	34.3	-10.3	11.0	2,294	135	矢島

資料：気象庁ウェブサイト（平成 22 年～26 年）

### (3) 社会経済的条件

#### ア 交通立地

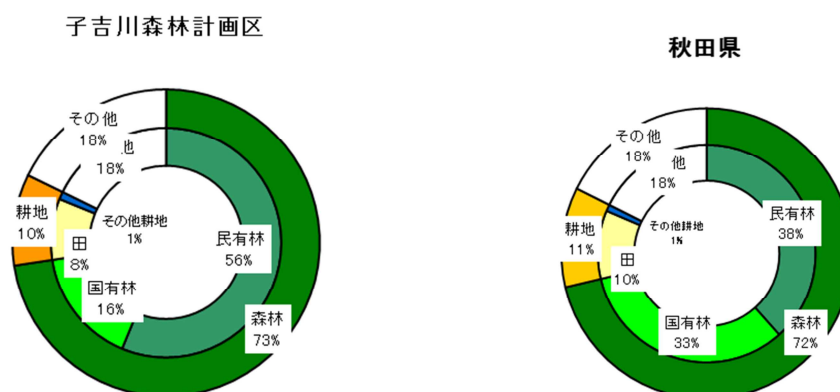
鉄道は、海岸沿いに秋田市に至る J R 東日本羽越本線が縦走し、内陸部は「由利原高原鉄道鳥海山麓線」が旧本荘市と旧矢島町を結んでいます。

主要な道路は、羽越線に沿って国道 7 号線及び日本海東北自動車道が南下し、この幹線道に国道 105 号・107 号・108 号が連結し東部へと延び、地域内の住民生活及び経済活動の基盤となっています。

#### イ 土地利用の現況

本計画区の総面積は 144,973ha で県土面積の約 12%を占め、森林が 73%、耕地が 9%、その他 18%となっています。

森林面積の占める割合は県平均並の 73%ですが、民有林の占める割合が県平均 38%と比較して 56%と高い地域です。



資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（平成 25 年 10 月 1 日現在）  
2010 農林業センサス、東北森林管理局計画課、秋田県林業木材産業課

#### ウ 産業経済

産業別就業者数は第一次産業が 10%、第二次産業が 35%であり、第三次産業が



54%となっており、第一次産業は県平均に近いものの、第二次産業の就業者の割合は県平均を上回っています。これは、仁賀保地域を中心とした電子関連企業によるものです。この、第二次産業の総生産額は依然として県平均を上回る30%となっており、県内の他流域に比べて第二次産業の割合が高いのが特徴です。

#### (4) 子吉川森林計画区の現況

##### ア 森林・林業・木材産業の特色

民有林面積の人工林率は59%で、県平均の57%を上回っています。森林の現況を見ると人工林の93%がスギ林で、残りの7%は海岸のマツ林が主体となっています。天然林では、そのうちの98%が広葉樹林で、コナラを主体とした林分が広く分布しています。

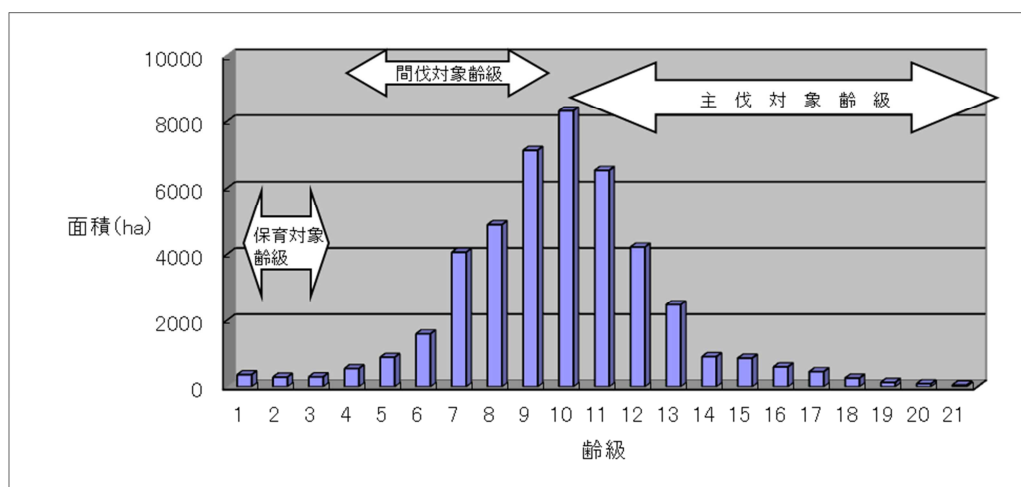
広域合併により誕生した「本荘由利森林組合」は、流域の中核的担い手として重要な位置を占めており、森林組合による大型製材工場や木材流通センターは地域の加工・流通の拠点となっています。また、意欲と能力のある林業事業者による施業集約化の動きも盛んになってきており、生産基盤の強化が図られています。

##### イ 森林・林業・木材産業の課題

本計画区は民有林が8割を占める全県一の民有林地域であり、昭和40年代に造林された秋田スギの成熟化が進んでいます。スギ4～9齢級の間伐対象森林が19,135haとスギ人工林の42%を占めており、健全な森林の育成と良質な木材資源造成のため、間伐の推進を含めた森林の整備が重要な課題となっています。

今後、持続的な森林経営及び良質な森林資源の充実のため、施業集約化を進め、路網整備や間伐・主伐を着実に推進する必要があります。また、木質バイオマスの利活用を含めた、効率的な秋田スギ原木の安定的な木材供給基地づくりを目指して、川上から川下までの一体的な取組を進めていく必要があります。

#### ■民有林スギ人工林の齢級別資源（子吉川森林計画区）



資料：森林整備課

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5か年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりです。

### (1) 伐採立木材積

(単位 材積：千m<sup>3</sup>、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	610	740	630	645	103	87

#### 【評価】

近年、県内の木材需要が増加してきていること等にともない、針葉樹（スギ）の伐採量は増加し、主伐はほぼ計画どおりとなりました。一方、間伐については、補助金等の制約もあって、計画量を下回ったため、総量では計画を若干下回りました。

### (2) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,190	1,319	60	970	505	52	1,220	814	67

#### 【評価】

針葉樹（スギ）の伐採がほぼ計画どおり行われるなかで、人工造林の計画に対する実行歩合は52%でした。県の推計による再造林率は約3割となり、県全体（約2割）よりも高くなっています。

### (3) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 延長：km、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	開設	拡張	開設	拡張	開設	拡張
総数	122.1	70.8	4.2	0	3	0

#### 【評価】

林道が4.2km開設され、その他に林業専用道（規格相当）等は28km開設されていて、これらを合わせた実行歩合は26%となりました。林内路網の整備は林道と森林作業道を組み合わせて実施されていて、林内路網延長は2,865kmとなり、H23～26では年間約142kmのペースで開設されています。平成26年度末の本計画区の林内路網密度は36.1m/haですが、これは全県の林内路網密度（31.0m/ha）を上回っています。

#### (4) 保安施設の数量

##### ア 保安林の指定の面積

(単位 面積：h a、実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	17,674	17,126	97	11	1	9
水源かん養	12,842	12,468	97	5	0	0
災害防備	3,764	4,658	124	4	1	25
保健風致	681	650	95	1	0	0

※保健風致保安林は他の保安林と重複するものがある

##### 【評価】

公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進した結果、計画期間内に水源かん養保安林で 106ha の指定（解除なし）、災害防備保安林で 988ha の指定（解除 0.5ha）が行われました。

##### イ 保安施設事業

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施工地区数（箇所）	47	46	98

##### 【評価】

崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所を優先しながら、ほぼ計画どおり実施しました。

#### (5) 要整備森林の整備

(単位 面積：h a、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
土砂流出防備保安林	2.4	2.4	100

##### 【評価】

計画期間内に整備が行われました。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源の<sup>かん</sup>涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきました。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、良好な生活環境保全等の機能の発揮や、地球温暖化問題に対する二酸化炭素の吸収源等、森林の持つ多面的機能への期待が高まりなど、県民の森林に対する要請はますます多様化してきています。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、森林の生態系としての機能に注意を払いながら、持続可能な森林経営を推進することが重要となっています。

こうした中で、県では平成15年3月に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を次の世代に引き継いで行くことを基本理念として、平成20年度からは「水と緑の森づくり税」により、県民が支える森林づくり推進と、水と緑の県民運動の展開に取り組んでいます。さらに、新たに地元の木材を優先的に活用することを目指した「ウッドファーストあきた」の取り組みを推進することで、日本一のスギ資源を活かし、木材の需要拡大と林業雇用の拡大を図り、林業・木材産業の成長産業化や地域社会の活力の創出を図っていくこととしています。

このため、当計画区においても森林・林業・木材産業の現況や課題を踏まえ、人と自然が共生できる森林づくりに配慮しつつ、健全で持続可能な森林経営を実現し、林業・木材産業を成長産業化していくこと、森林の有する多面的機能の発揮に必要な森林の整備及び保全の推進に努めていくこととします。

## (1) 計画策定の基本目標

### ① 森林資源の循環利用

【木材生産機能の発揮を期待する森林】

<森林整備の基本方針>

- 林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化の促進を進めます。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。
- 将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。
- 計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材生産機能森林

### ② 森林の公益的機能の発揮

【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を期待する森林】

【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能の発揮を期待する森林】

【大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能の発揮を期待する森林】

【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能の発揮を期待する森林】

＜森林整備の基本方針＞

○樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所を分散を図ります。

○山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。

○森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。

○原生的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。

○都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。

○身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



水源涵養機能森林



山地災害防止機能森林



生活環境・保健文化機能森林

(2) 主な計画量の概要

① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：材積千 $m^3$

区 分	総 数	主 伐	間 伐
針葉樹	2,790	1,300	1,490
広葉樹	160	160	—
計	2,950	1,460	1,490

※計画期末は平成38年3月31日

② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底する。天然更新についても同様に立地条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
4,530	2,040	2,490

※計画期末は平成38年3月31日

③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画する。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

単位（延長：km）

区 分	開 設		拓 張		
	路線数	延 長	改 良 箇所数	舗 装	
				路線数	延 長
総 数	82	235.5	67	27	90.8

※計画期末は平成38年3月31日

④ 保安施設に関する事項

(保安林の配備計画)



保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位： h a

実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
18,250	13,500	4,710	705

注) 実面積は2種類以上の重複を除いた面積

計画期末は平成38年3月31日

(保安施設等整備計画)

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を次のとおり計画します。

治山事業施工地区数	126箇所
-----------	-------



県民参加の森づくりの推進  
(松林の整備)



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		81,547	( )内は	
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名	
	由利本荘市	( 本 荘 市 )	10,264	
		( 矢 島 町 )	6,730	
		( 岩 城 町 )	7,818	
		( 由 利 町 )	6,236	
		( 西 目 町 )	2,083	
		( 鳥 海 町 )	15,157	
		( 東 由 利 町 )	9,819	
		( 大 内 町 )	12,023	
		合計	70,128	
	にかほ市	( 仁 賀 保 町 )	4,159	
		( 金 浦 町 )	516	
		( 象 潟 町 )	6,744	
		合計	11,419	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、積雪量が多く、山地が多い本計画区については、山地災害防止機能・土壌保全機能の増進に配慮し、間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、これらの各機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待する機能の充実と各機能間の調整を図りつつ、適正な施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能に配慮しつつ、森林の資源状況に応じた適正な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組みの推進により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成 26 年条例第 61 号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能森林</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>水源森林地域</p>	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>
<p>山地災害防止機能／土壌保全機能森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、立地条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
<p>快適環境形成機能森林</p>	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
文化機能森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材等生産機能森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意するする必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地生のない機能であることに留意する必要があります。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面	育成単層林 (h a)	48,204	47,844
	育成複層林 (h a)	1,454	2,154
積	天然生林 (h a)	31,100	30,960
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /h a)		289	313

- 注) 1 現況は平成27年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

## 2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市が十分な連携を取りながら、森林の有する多面的機能を高度に発揮するよう、一体的な森林の整備及び保全に努め

るものとします。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。

###### ① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図ることとします。

c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うこととします。

d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うこととします。

###### ② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意のうえ実施することとします。

a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとします。

b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。



c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽することとします。

なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとします。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次のa～bの事項に留意のうえ実施することとします。

a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮することとします。

b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

整備目標森林への誘導方法

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標森林区分
育成単層林	皆伐	①a. b. c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a～d	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	
育成複層林	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
天然生林	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	③b	樹下植栽	育成複層林
		③b	天然更新 (更新補助)	

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林

人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林

天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、

主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
子 吉 川 地 域 森 林 計 画 区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期の指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。  
また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林等法令により制限のある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、立地条件、既往の造林地の生育状況勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし次のとおりとします。

- ・針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。天然更新の対象樹種は、アカマツ、ブナ、ナラ類を主体に定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等を勘案し次のとおりとします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/h a)
スギ	疎密度仕立て(収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て(収量比数0.6)	~2,500
	中庸密度仕立て(収量比数0.7)	~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとしま

す。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

## ② 人工造林の標準的な方法

### a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋条に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。

### b 植付け方法

植栽時期は春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植付けの方法も植え穴を大きくし丁寧に植える等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林をとともなうものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図るものとします。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、立地条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であつて将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととします。
- b 笹や粗腐植の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。
- c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- e 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の箇所は、市町村森林整備計画で定めることとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域は、周辺の伐採跡地の天然更新の状況（次のa～cの事項）や、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定められます。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

#### (4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更新を確保することとします。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の立地条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数方法等を次表のとおりとします。なお、1回当たりの間伐率は本数間伐率で概ね30%（材積で35%以内）とします。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て方法	間伐の時期(年)							備考	
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40				
		80		11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70		
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40					初回は除伐
		80		16～20	21～25	26～30	36～40	51～60				
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎密度仕立	16～25	26～30	36～40						初回は除伐
		80		16～25	26～30	41～45	56～65					
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度仕立	16～25	31～40							初回は除伐
		80		16～25	31～40	46～55	56～65					
	大径材生産 (3,000本)	100以上	中庸密度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	初回は除伐	

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等を次表のとおりとします。

＜スギ人工林の保育の目安＞

	施業種	林 齢																													備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30							
良質材生産	下刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																				
	除伐										○				○																
	枝打ち														○			○					○	○	○			枝下高8.0m			
	つる切り										○				○																
	雪起し		△	△	△	△	△	△																							
一般材生産	下刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																				
	除伐											○					△														
	枝打														○							○					枝下高4.0m				
	つる切り											○																			
	雪起し																○										雪害木は除伐時に対応				

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

#### (3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的

な施業の実施を図ることとします。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には、別表の保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の立地条件等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

###### イ 森林施業の方法に関する指針

###### ① 水源涵養機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため皆伐面積の縮小・分散、標準伐期+10年以上の伐期の延長を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

###### ② 山地災害防止等機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため伐採面積の縮小・分散、伐期の長期化を図ることとします。

原則として、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し、育成複層林に誘導することとします。急傾斜の森林又は成長量の低い森林や、



複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進するほか、立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

### ③ 快適環境形成機能、保健文化等機能維持増進森林の整備に関する指針

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持するための施業（快適環境形成機能）や、憩いと学びの場を提供する観点・美的景観に配慮した施業（保健文化機能）を推進することとします。

育成単層林については、森林景観の創出等の観点から、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し育成複層林に誘導するか、又は立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

なお、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

### ④ ①～③に掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の指定基準

#### 1) 複層林施業を推進すべき森林

- a 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を定める必要がある森林（山地災害防止等機能維持増進森林）地形、地質、土壌等の条件から、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林
- b 生活環境の保全及び形成のため伐採方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能維持増進森林）

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する

森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

- c 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健文化等機能維持増進森林）

湖沼、瀑布等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林で主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は希少な生物の保護のため必要な森林

## 2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

- a 水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能維持増進森林）
- b 地形、気象条件等から、裸地化の影響が大きく、伐採面積の縮小・分散を図る必要のある森林

## 3) 土壌を改良する必要がある森林

せき悪林地等で、土壌の理化学性を改良するため、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給を行う必要がある森林

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

### イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、木材の生産機能の維持増進を図る森林における主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

## (3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林等の設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

## (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

### ○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	173	383
うち林業専用道	11	14

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道を言います。

2 出典：平成26年度版秋田県林業統計ほか



## (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業

機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	100m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	75m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	60m/ha以上	〔造材〕 〔搬出〕 プロセッサ フォワーダ
	架線系	15m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 タワーヤーダ プロセッサ



ハーベスタ作業（伐木・造材）



フォワーダ作業（搬出）

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。



#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。



#### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林を定めます。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

#### (6) その他必要な事項

林道等路網の開設にあたっては、効率的な森林施業を確保するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図り、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。特に、小規模な森林所有者や不在村森林所有者等の適正な森林施業を促進するため、長期的な森林施業の受委託を促進するものとします。

また、市及び森林組合等による普及啓発活動の促進等を通じて、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進するものとします。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

## **(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

林業従事者の養成・確保のため、新たな研修機関である「秋田林業大学校」を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保など雇用条件の改善に努めるものとします。

また、林業労働従事者の確保においては、秋田県林業労働対策基金等の有効活用を図り、就労環境の整備や就労条件の改善により雇用の定着を促進する必要があります。

森林組合を中心とする林業事業体を育成するためには、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を促進するなど体質強化を図るものとします。

また、林業労働力確保支援センターや流域林業活性化センター等との連携により各種制度を活用し、労働条件の改善や新しい生産・作業システムの導入を促進します。

## **(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

林業生産性の向上、労働生産性の向上及び労働強度の軽減をはかるほか、労働環境の快適性、若年者の定着促進を図るため、ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ等の高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及、及び機械の更新による、機械オペレーターのレベルアップによる効率性・生産性の向上を図ることとします。あわせて、より効率的な作業が展開できる林道・作業道等の路網整備を推進するものとします。

### **ア 木材流通の合理化**

当計画区には1原木市場がありますが、原木取扱量は小規模で原木価格が低迷する中、低コストで需要者ニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場

から隣接する計画区の大規模製材工場への直送システムの効率化を推進し、原木の安定供給体制を構築する必要があります。

#### イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めていますが、原木から製品までの一貫した乾燥材生産システムを構築するなど、低コスト乾燥製材品の生産に取り組み必要があります。また、地域の県産材の利用を推進していくためには、安定した品質の木材製品の供給を目指した「秋田県木材産業協同組合連合会」との連携を強化するとともに、地域の工務店と設計会社等との連携などを進めて、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図る必要があります。さらには、公共土木事業において県産材が積極的に活用されるよう、地域の県産材利用推進協議会に積極的な働きかけを行う必要があります。

#### ウ 関係者の合意形成

子吉川流域林業活性化センターが中心となり、平成 28 年から新たにスタートする「子吉川流域森林・林業アクティブプランV」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、工業製品としての基準を視野に入れた、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

#### (4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者、素材生産者等の関係者が一体となって需要見込みに応じた計画的な素材生産、需要者ニーズに応じた原木の集荷・仕分けの効率化を進めるとともに、関係者に対する地域材利用に関する情報発信・提供による取引先とのネットワーク強化や、効率的な供給体制を整備するものとします。

また、木材・木製品の高付加価値化を図るとともに、流通・加工コストの低減や供給ロット拡大を通じ、需要者ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制整備を図るものとします。

一方、木材の利用促進については、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業においても間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとします。

#### (5) その他必要な事項

新規就労者の確保、定着を図るため、UJI ターン者をはじめ就業希望者を対象とした技能、技術の取得のための研修会等を実施するなど、(財)秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、新規就労の円滑化を図るものとします。



## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

ア 市町村別面積

単位:ha

区分	面積	留意すべき事項
総数	19,526	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとする。
由利本荘市	14,517	
にかほ市	5,009	

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当ありません。

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の配置等適切な措置を講ずることとします。

#### (4) その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根等による土壌保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

### 2 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

#### (2) 保安施設地区に関する方針

該当ありません。

### **(3) 治山事業に関する方針**

地域住民の安全・安心を確保するため、また、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、治山施設の整備を計画的に推進することとします。

### **(4) 特定保安林の整備に関する事項**

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

### **(5) その他必要な事項**

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うこととします。

## **3 森林の保護に関する事項**

### **(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、市と連携し保全すべきナラ林を特定し、被害対策を推進します。その他のナラ林については、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行います。

### **(2) 鳥獣による森林被害対策の方針**

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとします。

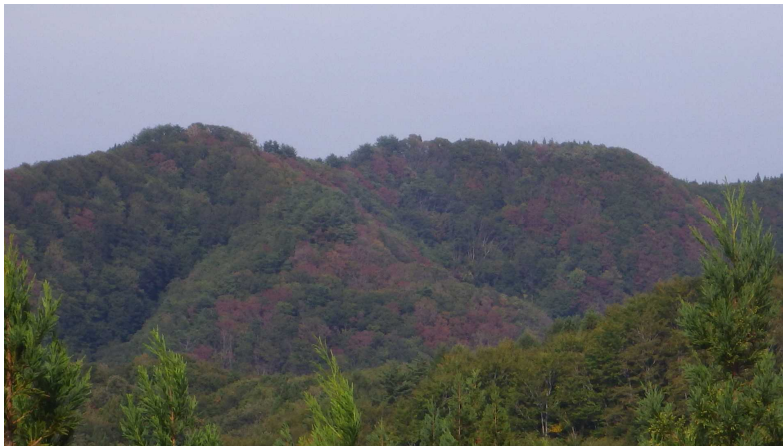
なお、ニホンジカやイノシシについては各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカやイノシシに関する情報収集と共有化を図ることとしています。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。また、病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第 21 条の規程に基づく市長による許可を受けて行うものとします。

### (4) その他必要な事項

特にありません。



ナラ枯れ被害地



松くい虫被害防除（薬剤による樹幹注入）

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等から見て、森林の保健増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の育成など多様な施業を森林の特色を踏まえて実施することとします。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ整備することとします。

#### (3) その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の動向を踏まえて、森林及び施設の円滑な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全確保に留意することとします。

## 第6 計画量等

### 1 伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

単位：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	2,950	2,790	160	1,460	1,300	160	1,490	
前 期	1,440	1,364	76	700	624	76	740	
後 期	1,510	1,426	84	760	676	84	750	
市町内 村 別	由 利 本 荘 市	2,630	2,500	130	1,380	1,250	130	1,250
	に か ほ 市	320	290	30	80	50	30	240

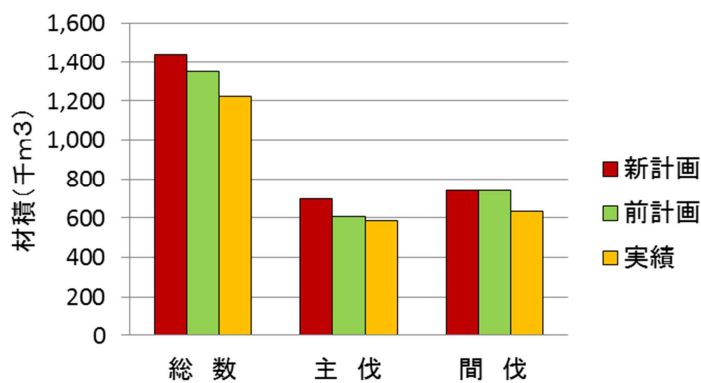
### 2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	24,800	
前 期	12,300	
後 期	12,500	
市町内 村 別	由 利 本 荘 市	21,400
	に か ほ 市	3,400

### 伐採立木材積の計画量について



※実績はH22～26の5年間の合計

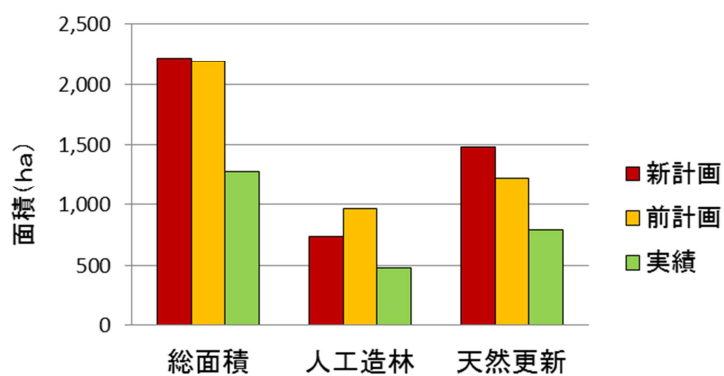
### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分		人工造林	天然更新	総数
総 数		2,040	2,490	4,530
前 期		740	1,480	2,220
後 期		1,300	1,010	2,310
市 町 内 村 別	由 利 本 荘 市	1,750	2,141	3,891
	に か ほ 市	290	349	639

#### 人工造林・天然更新の計画量について



※実績はH22～26の5年間の合計



市民による植樹（西目植樹祭）



#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

##### (1) 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開設（新設・改築）			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	82	235.5	16,458	67	27	90.8	
前 期	18	52.9	4,098	19	9	30.1	
後 期	64	182.6	12,360	48	18	60.7	
由利本荘市	67	195.8	13,334	60	25	79.9	
にかほ市	15	39.7	3,124	7	2	10.9	
合 計	82	235.5	16,458	67	27	90.8	

注）前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。



林道の開設（林業専用道）

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	延長	(利用区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考			
		旧市町村										
自動車道	林業専用道 林業専用道	由利本荘市	本荘市	蒲池	3.0	107	○					
				柏木長根	5.0	126	○					
	猿木沢			1.0	128							
	芹沢			1.1	238							
	親川			2.5	182							
	雪車町			2.0	203	○						
	赤田大滝			0.9	122							
	北の股			5.7	360							
	山田坂の下			5.0	311	○						
	山内			5.4	281							
	湯沢			2.9	167							
	金山			2.5	165							
	小友			3.2	116							
	大沢			3.4	90							
	折林			4.5	179							
	林業専用道					矢島町	月山	2.4	98	○		
							丸森	1.7	117			
		八木沢	2.5				120					
		谷地沢	4.5				126					
		槻沢	3.6				80					
		第二大杉沢	2.8				99					
		木境	2.9				104					
		八木森	3.1				186					
		木在	3.8				168	○				
		林業専用道						岩城町	岩城大内	6.4	2,271	
	君ヶ野			3.8	188	○						
	由利町			西上原	0.6	46		○				
				八沢森	0.6	39						
				綱木沢	2.0	393						
				諸沢	0.5	54						
				南由利原	1.5	105						
	丸森	1.6	128									
	林業専用道			西目町	小山田	1.0	40	○				
鰯沢					0.8	38						
桜森					5.0	185						



自動車道	林業専用道	由利本荘市	鳥海町	大膳ヶ沢	3.3	121	○					
				手代奥山	3.0	1,025						
				月山	1.0	398	○					
				栗沢	0.7	246						
				松木沢	2.3	236						
				平根	4.1	228						
				男鹿内	4.6	415						
				大森	5.2	230						
				水無太平	5.3	221						
				上杉沢峠	3.9	121						
				太平	4.2	148						
				大坂	3.2	129						
				下小川	4.7	168						
				奥山前	2.6	117						
			滝の上	5.0	156							
				林業専用道		東由利町	中台	2.0	85			
							袖山沢中	2.6	105	○		
							桧の沢	2.2	215			
							仲ノ沢	1.0	77			
							蒲台	2.8	226			
		一の沢	2.8				149					
		大林	2.9				138					
		高村日照坂	2.5				88					
		杉森	2.1				84					
		小松沢	4.6				182					
		新沢黒淵	2.7				53					
		平台	2.8				89					
		林業専用道 林業専用道					大内町	岩城大内	2.0			
				代内	2.0	42						
				鬼ヶ台	3.8	230		○				
				稲子沢	2.5	119		○				
				中村	1.1	102						
				長根山	1.1	31						
		小計			67	195.8	13,334	14				
		にかほ市		仁賀保町	太郎ヶ台	5.3	583	○				
					菅谷地	2.8	297					
				仁賀保町	冬師	1.2	59	○				
					野際	1.8	99					
					上坂	4.8	165					

自動車道	林業専用道	にかほ市	象潟町	観音森	4.7	1,120	○		
				松山	2.0	106			
				賦谷地	1.0	61			
				向山	1.5	60			
				焼山	1.5	41			
				大場台	1.9	76	○		
				本郷	2.9	160			
				久保平	2.4	76			
				出口	3.0	104			
				道中背	2.9	117			
				小計			15	39.7	3,124
	合 計				82	235.5	16,458	18	

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えないこととします。  
2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線です。  
3 区分に記載のない路網は林道です。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前期5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	1			
				素野	1			
				鬼倉山	2	○		
			矢島町	二ノ岐	2			
				中貝喰	1	○		
				富山	1			
				第一富山	1			
				荒倉	1			
				軽井沢1号	3			
				岩城町	中ノ沢	5	○	
			冷田沢		2			
			由利町	面間ヶ沢	3	○		
				南ヶ沢	1			
				綱木沢	2			
			西目町	金谷	1			
			鳥海町	大膳ヶ沢	2			
				千足支	3			
				外山	3			
				湯の沢	2			
				葎沢	2	○		
				沢内	2			
				新沢平	1			
				千足	1			
				松木沢	1	○		
				月山	1			
			東由利町	石塚	1	○		
				ボツメキ	1			
				土場沢	1			
			大内町	中の沢支	1			
				福田沢	1			
				矢走	3			
				軽井沢福沢	2			
				中ノ沢	2			
				長根山	1			
				北出羽丘陵	2	○		
		小計	35	60	8			

自動車道		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2			
				程ヶ沢	2	○		
			象潟町	観音森	2			
				栗山	1			
			小計	4	7	1		
合 計		39	67	9				

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線です。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
		旧市町村							
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	5.2	○			
				素野	0.9				
				狩ヶ沢	2.0				
				鮎上沢	2.0				
			矢島町	荒沢	2.9	○			
				大杉沢	6.0				
			岩城町	中ノ沢	2.3				
				上蛇田	2.2				
				青長根桧沢	3.7	○			
			由利町	面間ヶ沢	3.5				
				童子	1.5	○			
			西目町	中沢	1.1				
			鳥海町	葎沢	3.3				
				湯の沢	4.5	○			
				大膳ヶ沢	4.0	○			
			東由利町	荒沢川	2.4				
				石塚	2.3	○			
				土場沢	3.5				
				桧の沢	4.2				
				牧山	3.3				
			大内町	高杉	1.2				
				矢走	2.5				
				中の沢	3.8				
				軽井沢福沢	8.6				
				鬼倉山	3.0	○			
		小計		25	79.9	8			
		にかほ市	仁賀保町	羽場山	3.0	○			
象潟町	観音森		7.9						
小計		2	10.9	1					
合 計				27	90.8	9			

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線です。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	18,250	17,688	
水源涵養のための保安林	13,500	12,984	
災害防備のための保安林	4,710	4,684	
保健、風致の保存等のための保安林	705	678	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：h a

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面積		指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
指 定	水源かん養	由利本荘市	本荘市 岩城町	赤田 上黒川 宮ノ沢 前垣 町村	1,032	516	水源の涵養
			由利町	穴沢			
			大内町	立石沢			
			東由利町	正木沢			
			鳥海町	檜山沢 下笹子			
		にかほ市	仁賀保町	程ヶ沢			
			象潟町	川袋 西中野沢			

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面積		指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
指 定	災害防備	由利本荘市	本荘市	宮沢 芦川 土谷			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
			矢島町	金保蛇羅 寒長根沢 露平 六郎坂 大崩 道仏坂 荒沢			
			岩城町	勝手 福俣 滝俣 苗代沢 赤平			
			由利町	堰口 森子 黒森 山ノ下 上ノ畑			

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
指 定	災害防備	由利本荘市	東由利町	黒淵 館 館合	52	28	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
				鳥海町			
			大内町				
		にかほ市	仁賀保町	小国			
			象潟町	横岡 国見館 上無沢			
指 定	保健・風致	由利本荘市	本荘市	南由利原	55	28	
合 計					1,139	571	

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		解除を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
解 除	水源かん養	由利本荘市、にかほ市			4	3	公益上の理由 指定理由の消滅
	災害防備	由利本荘市、にかほ市			2	1	
	保健・風致	由利本荘市、にかほ市			1	1	
合 計					7	5	

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	-	185	-	338	654
災害防備	-	126	6	83	118

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施工地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の 計画			
由利本荘市	本荘市	本荘	2	1	溪間工・山腹工		
		石沢	2	1	溪間工		
		松ヶ崎	2	1	山腹工・本数調整伐		
		大築	2	1	溪間工・山腹工		
		三川	2	1	山腹工		
	矢島町	田尻	1	1	本数調整伐等		
		矢島	4	3	山腹工・溪間工		
		川辺	4	3	山腹工・溪間工		
		荒沢	4	3	山腹工・溪間工		
	岩城町	亀田	2	1	山腹工・本数調整伐		
		道川	2	1	本数調整伐・植栽工		
		滝俣	2	1	山腹工・溪間工		
		福俣	8	4	溪間工		
		蛇田	2	1	山腹工・溪間工		
		富田	2	1	山腹工・溪間工		
		勝手	2	1	本数調整伐・植栽工		
	由利町	東滝沢	2	1	山腹工・本数調整伐		
		西滝沢	4	1	山腹工・本数調整伐		
		鮎川	4	1	山腹工		
		米坂	3	2	溪間工		
		森子	2	1	山腹工・溪間工		
		飯沢	2	1	山腹工・溪間工		
		町村	1	1	山腹工・溪間工		
		西目町	西目	1	1	本数調整伐	
	鳥海町	出戸	2	1	本数調整伐		
		川内	6	3	山腹工・溪間工		
		笹子	6	3	地下水排除工・山腹工		
		猿倉	3	2	山腹工・溪間工		
		栗沢	2	1	山腹工・溪間工		
	東由利町	百宅	4	1	山腹工		
		下郷	2	1	溪間工		
		玉内	2	1	山腹工		
		法内	2	1	山腹工		
	大内町	館合	2	1	山腹工		
		岩谷	2	1	山腹工		
		下川大内	2	1	山腹工・溪間工		
		上川大内	2	1	溪間工		
		滝	3	2	溪間工		
		三川	3	2	山腹工・溪間工		
		新沢	2	1	山腹工・溪間工		
	にかほ市	仁賀保町	平沢	3	1	溪間工	
			院内	3	1	溪間工	
			畑	2	1	山腹工	
			伊勢居地	1	1	溪間工・本数調整伐	
		金浦 象潟町	金浦	1	1	本数調整伐等・山腹工	
			上浜	3	1	本数調整伐等	
			上郷	3	1	山腹工・溪間工	
横岡			3	3	山腹工・溪間工		
合 計			126	67			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当ありません。



## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、当該する法令及び県が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。

なお、制限林の種類、所在及び面積については別表のとおりです。

#### (1) 制限林の施業方法

##### ア 保安林の施業方法

区分	内 容		
伐採の方法	主伐	原則として伐採種を定めない	水源かん養保安林、防風保安林、防霧保安林 干害防備保安林
		原則として択伐による	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備 保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目 標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する	なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保 安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上とする	伐採の禁止を受けない森林につき伐採をする ことができる立木
	間伐	主伐に係る伐採の禁止を受け ない森林	樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受け る森林	原則として伐採を禁止する
伐採の限度	主伐	1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である。 1箇所当たりの伐採区域の限度は20ha以下とする。  $A = F / U + \alpha$ A：1伐採年度の皆伐面積計 F：同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U：標準伐期齢 α：前伐採年度の総年伐採面積の残量	
		2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅20メートル以上の帯状の森林を残置する。 3 択伐 (1) 択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は40% (2) 択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は30% ※ 成長量の算出方法 (択伐前の立木材積) - (前回の択伐後の材積)	
植栽	間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えないこと。	
	方法	満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。	
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹		

保安林の種類	面積 ha
水源かん養保安林	12,055
土砂流出防備保安林	3,085
土砂崩壊防備保安林	267
飛砂防備保安林	154
防風保安林	61
水害防備保安林	0
潮害防備保安林	20
干害防備保安林	402
防霧保安林	0
なだれ防止保安林	124
落石防止保安林	2
魚つき保安林	1
航行目標保安林	9
保健保安林	622
風致保安林	0
合計	16,801

注) 1 所在及び面積については、別表 1、4 参照。

2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しません。

3 「0」は掲載単位に満たないものです。

## イ 自然公園の施業方法

自然公園特別地域内における森林の施業方法は、次表のとおりです。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国定公園にあつては自然公園法第 20 条又は第 21 条による許可が必要です。

種類	内 容
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単独択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に 10 年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は現在の蓄積の 10% 以下とする。 ※県立公園の場合、造林地は択伐とし、択伐率は用材林にあつては現在蓄積の 30% 以下、薪炭林にあつては 60% 以下とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林は択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。</p> <p>2 択伐率は用材林にあつては現在蓄積の 30% 以下、薪炭林にあつては 60% 以下とする。</p> <p>3 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものとする。</p> <p>4 皆伐法による場合は次のとおりとする。 (1) 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 (2) 一伐区の面積は 2 ha であること。ただし、疎密度 0.3 より多く立木を残す場合は集団施設地区等、その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が、皆伐法により伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (4) 集団施設地区等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く）において行われるものでないこと。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域の森林は、施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面積 h a
国立公園	第2～3種特別地域	0
国定公園	第1種特別地域	32
	第2種特別地域	1,275
	第3種特別地域	3,424
県立公園	第1～3種特別地域	0

注) 所在及び面積については、別表2、4参照

#### ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の30%以内の択伐とします。ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合であって、伐区を努めて分散させるときに限り2ha以内の皆伐を行うことができます。なお、立木の伐採等を行う場合は知事の許可が必要です。

自然環境保全地域特別地区	3ha
--------------	-----

注) 所在及び面積については、別表3参照

#### エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の施業方法

伐採の方法を制限しなければ、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林については、伐採種は定められていません。なお、立木の伐採等を行う場合は知事の許可が必要です。

地域森林計画の初年度以降5年間に当該森林にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とします。

鳥獣保護区特別保護地区	137ha
-------------	-------

注) 所在及び面積については、別表3、4参照

#### オ 都市計画法・風致地区の施業方法

主伐は原則として知事の許可が必要です。

風致地区	65ha
------	------

注) 所在及び面積については、別表3、4参照

#### カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

主伐は原則として禁伐とします。

史跡名勝天然記念物指定地	74ha
--------------	------

注) 所在及び面積については、別表3参照

#### キ 砂防指定地の施業方法

特に伐採種を定めませんが、立木竹の伐採については知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,101ha
-------	---------

注) 所在及び面積については、別表3参照

#### ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

特に伐採種を定めないが、立木竹の伐採については知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	53ha
------------	------

注) 所在及び面積については、別表3参照

## (2) 森林の保護及び管理

### ア 森林の保護及び管理の方針

森林の病虫害・獣害による被害の防除・山火事の予防・気象災害の早期発見・復旧等に努め、健全な森林の育成を図ります。特に、松くい虫やナラ枯れ等の被害区域及び被害の恐れのある区域は、重点的に巡視を行い、森林病虫害等の早期発見に努めます。

また、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生へ向け、ボランティア等との協働により対策を進めます。

### イ 森林の巡視に関する事項

保安林の管理や山地災害等の早期発見のために巡視員を配置し、森林の管理に努めます。さらに、森林火災の予防や森林病虫害の早期発見のため、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進します。

### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

保安林については、標柱・看板を計画的に設置し、維持管理に努めます。

山火事防止については、標識の設置や山火事予防のPR活動により山火事予防の啓蒙に努めます。

## 2 その他必要な事項

### (1) 水と緑の条例に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止等機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション・文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」や「6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施します。

#### ① 健全な生態系の回復・維持

a 著しく標高の高い所や斜面の尾根部など、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行わないこととします。

- b スギ人工林にあっては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図ります。

② **生物多様性の確保**

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全します。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、種子源となる樹種を保残するとともに、野生動物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保します。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避します。
- d 4(1)ウ伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針に基づき、伐採後の適切な更新を図ります。

③ **彩り豊かなふれあいの森林づくり**

- 集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図ります。

別表1 保安林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		9,720.11	
	本荘市	021,027,054,055,056,057,058,060,061,062,063 093,110,113,122,123,125,126,128,129,130,131 132,133,134,135	1,016.16	
	矢島町	003,021,022,023,024,027,028,032,037,038,039 043,044,046,048,049,051,052,053,054,055,056 066	1,629.23	
	岩城町	033,034,035,036,064,065,067,068,069,113,114 115	504.05	
	由利町	019,020,021,024,025,026,027,028,029,037,038 058,063,066,067,068	727.88	
	大内町	010,028,029,042,044,059,078,081,082,097,099 103,106,118,119,120,121,122,138,139	664.19	
	東由利町	012,055,060,061,071,072,082,083,084,090,101 102,105,116,124,125,126,127	495.02	
	鳥海町	001,007,008,025,036,037,038,041,042,043,044 045,052,053,068,069,071,072,079,080,081,082 086,087,088,089,090,093,094,095,096,097,098 099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109 110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120 121,139,162,163,166,167,168,169,170,171,172 173,174,175,179,184,185,186	4,683.58	
	にかほ市		2,335.20	
	仁賀保町	009,012,016,023,031,040,041,043	345.58	
象潟町	016,017,018,019,020,021,026,042,044,050,057 058,059,064,065,076,077,079,080,081	1,989.62		
	合計		12,055.31	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		2,798.38	
	本荘市	011,048,096,110,113,119,120,142,143,145,151 153,155	278.53	
	矢島町	001,002,004,006,007,008,012,013,014,015,016 017,018,025,026,027,029,036,037,038,039,043 044,045,046,047,048,049,051,052,057,058,059 060,062,063	731.48	
	岩城町	035,036,037,039,040,055,060,064,087,088,091 092,115,116	123.39	
	由利町	002,003,004,007,017,023,033,034,035,036,039 040,041,048,059,061,062,063	351.56	
	大内町	001,002,005,006,007,011,012,013,025,027,058 106,107,153,181,184	249.75	
	東由利町	002,028,056,057,091,105,106,119,120	99.52	
	西目町	011,028	7.36	
	鳥海町	003,004,005,006,009,010,011,014,015,016,018 022,023,030,031,032,034,035,037,038,039,045 046,054,055,056,057,058,064,065,067,068,069 070,075,076,123,124,131,135,138,140,141,142 143,148,159,160,161,163,164,165,173,175,176 177,178,179,181,184,188,189	956.79	
	にかほ市		286.59	
仁賀保町	002,003,004,026,027,028,029,031,039,043,044 045,046,047	232.76		
象潟町	011,012	53.83		
	合計		3,084.97	
土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		224.89	
	本荘市	153	0.22	
	矢島町	015,016,029,039,047,048,051,055,060	46.84	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考	
	市町村	区域(林班)			
	岩城町	022,057,077,087,091,121	10.14		
		由利町	007,008,009,011,015,033,034,036,039,048,049	26.37	
			051,053,054,059,062,063		
		大内町	001,012,026,037,054,079,082,084,161,168,173	25.55	
			175,181,184,188,189		
		東由利町	017,029,049,056,059,063,068,094,100,102,116	17.30	
	西目町	028	18.35		
	鳥海町	005,020,045,049,057,058,059,060,084,091,099	80.12		
		131,133,135,176,182,184			
にかほ市		42.28			
仁賀保町	003,022,023,028,029,047	18.06			
象潟町	010,012,014,015	24.22			
	合計		267.17		
飛砂防備 保安林	由利本荘市		98.45		
		本荘市	010,043,159,160,162,163	54.57	
		岩城町	016,017,045	4.79	
		西目町	026,028,029	39.09	
	にかほ市		55.12		
	金浦町	005,006	7.04		
象潟町	001,005,035,038,047,053	48.08			
	合計		153.57		
防風 保安林	由利本荘市		39.93		
		本荘市	002,040,160	4.92	
		岩城町	005,016,045,055	29.17	
		西目町	019	5.84	
	にかほ市		21.50		
	仁賀保町	001,030,031	12.70		
金浦町	006	8.80			
	合計		61.43		
潮害防備 保安林	由利本荘市		19.70		
		岩城町	005	19.70	
	合計		19.70		
干害防備 保安林	由利本荘市		258.53		
		本荘市	124,125,127	27.16	
		岩城町	088,108,109	62.38	
		由利町	055	46.29	
		大内町	051,052,053,184,188	61.37	
		東由利町	081	11.79	
		西目町	021,022	49.54	
		にかほ市		143.24	
	仁賀保町	020,021,033,040,041,043,044,045	117.09		
象潟町	003,024,046,052,060,069,076,088	26.15			
	合計		401.77		
なだれ防止 保安林	由利本荘市		124.37		
		本荘市	129	5.32	
		矢島町	007,047,058	6.49	
		岩城町	003,005,026,051,054,077	8.67	
		由利町	004,012,013,014,015,016,019,024,025,059	31.85	
		大内町	059,119,125,128,130,157,158,165,166	10.98	
		東由利町	001,004,019,034,052,062,069,078,092,094,116	18.35	
		鳥海町	010,016,017,019,055,069,072,091,134,136,138	42.71	
148,159,177,193					
	合計		124.37		
落石防止 保安林	由利本荘市		1.56		
		大内町	006	1.56	
	合計		1.56		
魚つき 保安林	由利本荘市		0.95		
		本荘市	160	0.95	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
	合計		0.95	
航行目標 保安林	由利本荘市		8.12	
	本荘市	160,163	8.12	
	にかほ市		0.92	
	象潟町	004	0.92	
	合計		9.04	
保健 保安林	由利本荘市		533.04	
	本荘市	124,125,127,159	29.48	
	矢島町	052	15.52	
	岩城町	088	17.39	
	由利町	027,055	46.98	
	大内町	051,052,053,188	25.37	
	東由利町	081	11.79	
	西目町	008,021,022,029	50.25	
	鳥海町	100,105,106,107,113,114,115,116	336.26	
	にかほ市		88.58	
	仁賀保町	012,020,021,040,041,043,044,045	71.63	
	象潟町	003	16.95	
	合計		621.62	



別表2 自然公園の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国定公園 第一種 特別地域	由利本荘市		32.36	
	鳥海町	100,107	32.36	鳥海
	合計		32.36	
国定公園 第二種 特別地域	由利本荘市		240.91	
	矢島町	038,053,066	25.75	鳥海
	鳥海町	107,120,121,122,123,125,127,128,129,130	215.16	鳥海
	にかほ市		1,034.37	
	象潟町	001,002,003,017,018,019,020,021,027,028,029 033,034,071,074,076,077,079,080,081,089	1,034.37	鳥海
	合計		1,275.28	
国定公園 第三種 特別地域	由利本荘市		879.06	
	矢島町	032,038,045,046,053,066	406.32	鳥海
	鳥海町	101,102,103,112,113,119,120,122,123,128,129 130	472.74	鳥海
	にかほ市		2,544.57	
	象潟町	014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024 025,026,027,028,042,043,044,050,058,071,074 075,076,077,078,079,080,082,083,084,085,086 087,088,089	2,544.57	鳥海
	合計		3,423.63	

別表3 その他制限林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保 全特別地区	由利本荘市		2.97	
	本荘市	025	1.81	
	由利町	055	1.16	
	合計		2.97	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区 特別保護 地区	由利本荘市		137.25	
	本荘市	163	25.12	
	由利町	015,019,020	89.71	
	西目町	020	22.42	
合計		137.25		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
都市計画 風致地区	由利本荘市		49.64	
	本荘市	067,159,163	49.64	
	にかほ市		15.05	
	金浦町	002	15.05	
	合計		64.69	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡・名勝 天然記念物	由利本荘市		23.85	
		矢島町 053	19.43	
		岩城町 057	1.25	
		由利町 042	3.17	
	にかほ市		50.52	
		仁賀保町 008,025	16.03	
		金浦町 001,008	3.58	
		象潟町 001,002,003,005,029,030,089	30.91	
	合計		74.37	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
砂防指定地	由利本荘市		1,008.03	
		本荘市 001,017,018,019,020,021,022,088,089,150,151	320.91	
		矢島町 006,019,020,049	81.06	
		岩城町 024,027,028,029,069	297.25	
		由利町 040,046,049	44.27	
		大内町 003,007,022,169	76.73	
		東由利町 001,009,111	18.53	
		鳥海町 031,077,124,125,126,143,177,178	169.28	
	にかほ市		93.27	
		仁賀保町 023,026,030,039,046	64.09	
		象潟町 012,025,028	29.18	
	合計		1,101.30	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
急傾斜地 崩壊危険 区域	由利本荘市		48.78	
	本荘市	042,051,070,072,086,096,099,112,152,157,159 163	10.13	
	矢島町	016,037,049,060,063	6.51	
	岩城町	019,022,024,057,062,091	5.89	
	由利町	004,034,035,042,043,049,061,062	5.86	
	大内町	009,016,052,170,175	4.49	
	東由利町	014,035,110,122	1.88	
	鳥海町	049,057,058,132,133,134,151,153,177,180	14.02	
	にかほ市		3.92	
	仁賀保町	006,021,024	1.31	
	金浦町	001	2.61	
	合計		52.70	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	由利本荘市		10.03	
	本荘市	108,158,159	10.03	
	合計		10.03	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳1)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)	
	市町村	区域(林班)			
水源かん養 保安林	由利本荘市		600.67		
	本荘市	110	0.22	土砂流出防備保安林	
	矢島町	027,037,038,039,043,044,046,052	232.66	土砂流出防備保安林	
	矢島町	055	14.06	土砂崩壊防備保安林	
	矢島町	052	15.52	保健保安林	
	由利町	025	1.46	なだれ防止保安林	
	大内町	059	0.41	なだれ防止保安林	
	鳥海町	045	0.08	土砂流出防備保安林	
	鳥海町	100,105,106,107,113,114,115,116	336.26	保健保安林	
	にかほ市		12.25		
	仁賀保町	012,041	12.25	保健保安林	
	合計		612.92		
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		237.72		
	本荘市	110	0.22	水源かん養保安林	
	矢島町	027,037,038,039,043,044,046,052	232.66	水源かん養保安林	
	矢島町	039,060	4.26	土砂崩壊防備保安林	
	由利町	034	0.02	土砂崩壊防備保安林	
	大内町	001	0.48	土砂崩壊防備保安林	
	鳥海町	045	0.08	水源かん養保安林	
	にかほ市		0.49		
		象潟町	012	0.49	土砂崩壊防備保安林
	合計		238.21		
土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		18.85		
	矢島町	055	14.06	水源かん養保安林	
	矢島町	039,060	4.26	土砂流出防備保安林	
	由利町	034	0.02	土砂流出防備保安林	
	大内町	001	0.48	土砂流出防備保安林	
	西目町	028	0.03	飛砂防備保安林	
	にかほ市		0.49		
		象潟町	012	0.49	土砂流出防備保安林
	合計		19.34		
飛砂防備 保安林	由利本荘市		2.67		
	本荘市	159	2.32	保健保安林	
	西目町	028	0.03	土砂崩壊防備保安林	
	西目町	029	0.32	保健保安林	
	合計		2.67		
防風 保安林	由利本荘市		19.70		
	岩城町	005	19.70	潮害防備保安林	
	合計		19.70		
潮害防備 保安林	由利本荘市		19.70		
	岩城町	005	19.70	防風保安林	
	合計		19.70		
干害防備 保安林	由利本荘市		177.54		
	本荘市	124,125,127	27.16	保健保安林	
	岩城町	088	17.39	保健保安林	
	由利町	055	46.29	保健保安林	
	大内町	051,052,053,188	25.37	保健保安林	
	東由利町	081	11.79	保健保安林	
	西目町	021,022	49.54	保健保安林	
	にかほ市		76.33		
		仁賀保町	020,021,040,041,043,044,045	59.38	保健保安林
		象潟町	003	16.95	保健保安林
		合計		253.87	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域 (林班)		
なだれ防止 保安林	由利本荘市		1.87	
	由利町	025	1.46	水源かん養保安林
	大内町	059	0.41	水源かん養保安林
	合計		1.87	
魚つき 保安林	由利本荘市		0.95	
	本荘市	160	0.95	航行目標保安林
	合計		0.95	
航行目標 保安林	由利本荘市		0.95	
	本荘市	160	0.95	魚つき保安林
	合計		0.95	
保健 保安林	由利本荘市		531.96	
	本荘市	159	2.32	飛砂防備保安林
	本荘市	124,125,127	27.16	干害防備保安林
	矢島町	052	15.52	水源かん養保安林
	岩城町	088	17.39	干害防備保安林
	由利町	055	46.29	干害防備保安林
	大内町	051,052,053,188	25.37	干害防備保安林
	東由利町	081	11.79	干害防備保安林
	西目町	029	0.32	飛砂防備保安林
	西目町	021,022	49.54	干害防備保安林
	鳥海町	100,105,106,107,113,114,115,116	336.26	水源かん養保安林
	にかほ市		88.58	
	仁賀保町	012,041	12.25	水源かん養保安林
	仁賀保町	020,021,040,041,043,044,045	59.38	干害防備保安林
	象潟町	003	16.95	干害防備保安林
	合計		620.54	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳2)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		826.45	
	矢島町	032,066	276.40	国定公園 第三種特別地区
	鳥海町	100,107	32.36	国定公園 第一種特別地区
	鳥海町	107,120,121	182.91	国定公園 第二種特別地区
	鳥海町	101,102,103,112,113,119,120	334.78	国定公園 第三種特別地区
	にかほ市		1,538.32	
	象潟町	017,018,019,020,021,077,079,080,081	644.94	国定公園 第二種特別地区
	象潟町	016,017,018,019,020,021,026,042,044,050 058,077,079,080	893.38	国定公園 第三種特別地区
	合計		2,364.77	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		4.83	
	矢島町	046	4.83	国定公園 第三種特別地区
	合計		4.83	
干害防備 保安林	にかほ市		20.84	
	象潟町	003	16.95	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	象潟町	024,088	3.89	国定公園 第三種特別地区
	合計		20.84	
保健保安林	由利本荘市		43.21	
	鳥海町	100,107	30.86	国定公園 第一種特別地区 (水源かん養保安林)
	鳥海町	107	1.50	国定公園 第二種特別地区 (水源かん養保安林)
	鳥海町	113	10.85	国定公園 第三種特別地区 (水源かん養保安林)
	にかほ市		16.95	
	象潟町	003	16.95	国定公園 第二種特別地区 (干害防備保安林)
	合計		60.16	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳3)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		53.38	
	本荘市	021	20.20	砂防指定地
	由利町	019,020	33.18	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		53.38	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		1.22	
	鳥海町	177	1.22	砂防指定地
	合計		1.22	
土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		0.67	
	由利町	034,062	0.24	急傾斜地崩壊危険区域
	鳥海町	057,133	0.43	急傾斜地崩壊危険区域
	にかほ市		2.83	
	仁賀保町	023	2.83	砂防指定地
	合計		3.50	
航行目標 保安林	由利本荘市		14.34	
	本荘市	163	7.17	鳥獣保護特別保護地区
	本荘市	163	7.17	都市計画 風致地区 (鳥獣保護特別保護地区)
	合計		14.34	



別表4 重複指定制限林の所在及び面積(自然公園種別内訳)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
国定国立公園 第二種特別地	由利本荘市	053	4.69	
	矢島町		4.69	史跡・名勝天然記念物
	にかほ市		28.31	
	象潟町	001,002,003,029,089	28.31	史跡・名勝天然記念物
	合計		33.00	
国定国立公園 第三種特別地	由利本荘市		14.74	
	矢島町	053	14.74	史跡・名勝天然記念物
	にかほ市		27.17	
	象潟町	025,028	27.17	砂防指定地
	合計		41.91	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(その他制限林種別内訳)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区 特別保護地区	由利本荘市		25.12	
	本荘市	163	25.12	都市計画 風致地区
	合計		25.12	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域 (林班)		
都市計画 風致地区	由利本荘市		0.25	
	本荘市	159	0.25	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		0.25	

別表5 水源森林地域の所在及び面積

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
由利本荘市	由利本荘市（本荘地区）水源森林地域	本荘市21林班、27林班、54林班から58林班まで、60林班から63林班まで、93林班、110林班、113林班、122林班から135林班まで	2,277
	由利本荘市（矢島地区）水源森林地域	矢島町3林班、21林班から24林班まで、27林班から28林班まで、32林班、39林班、48林班から49林班まで、51林班から56林班まで、66林班	2,876
	由利本荘市（岩城地区）水源森林地域	岩城町16林班から17林班まで、24林班から30林班まで、33林班から36林班まで、43林班から44林班まで、64林班から66林班まで、67林班から69林班まで、88林班、94林班から99林班まで、108林班から109林班まで、113林班から115林班まで	2,536
	由利本荘市（由利地区）水源森林地域	由利町19林班から21林班まで、24林班から29林班まで、37林班から38林班まで、55林班、58林班、63林班、66林班から68林班まで	1,909
	由利本荘市（大内地区）水源森林地域	大内町10林班、28林班から29林班まで、42林班、44林班、51林班から53林班まで、59林班、62林班から66林班まで、78林班、81林班から82林班まで、97林班、99林班、103林班、106林班、118林班から122林班まで、138林班から139林班まで、184林班、188林班	2,103
	由利本荘市（東由利地区）水源森林地域	東由利町12林班、55林班、60林班から61林班まで、71林班から72林班まで、81林班から84林班まで、90林班、101林班から102林班まで、105林班、116林班、124林班から127林班まで	1,500
	由利本荘市（西目地区）水源森林地域	西目町21林班から22林班まで	164
	由利本荘市（鳥海地区）水源森林地域	鳥海町1林班、7林班から8林班まで、25林班、36林班から38林班まで、41林班から44林班まで、52林班から53林班まで、68林班から69林班まで、71林班から72林班まで、79林班から82林班まで、86林班から90林班まで、93林班から121林班まで、139林班、162林班から163林班まで、166林班から175林班まで、179林班、184林班から186林班まで	6,189
にかほ市	にかほ市（仁賀保地区）水源森林地域	仁賀保町9林班、12林班、16林班、20林班から21林班まで、23林班、31林班、33林班、40林班から41林班まで、43林班から45林班まで	1,185
	にかほ市（象潟地区）水源森林地域	象潟町3林班、16林班から21林班まで、24林班、26林班、42林班、44林班、46林班、50林班、52林班、57林班から60林班まで、64林班から65林班まで、69林班、76林班から77林班まで、79林班から81林班まで、88林班	3,637

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	1
(4)	産業別総生産額	2
(5)	産業別就業者数	2
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	3
(2)	制限林普通林別森林資源表	5
(3)	市町村別森林資源表	7
(4)	所有形態別森林資源表	11
(5)	制限林の種類別面積	15
(6)	樹種別材積表	17
(7)	森林の被害	18
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別面積及び森林所有者数	19
(2)	森林経営計画の認定状況	20
(3)	-1森林組合の現況	21
(3)	-2生産森林組合の現況	22
(4)	林業事業体等の現況	23
(5)	林業労働力の概況	24
(6)	林業機械化の概況	25
(7)	作業路等整備の概況	25
4	前期計画の実行状況	26
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林・天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5	林地の異動状況	27
(1)	森林より森林以外への移動	
(2)	森林以外より森林への移動	
6	森林資源の推移 分期別期首資源表	28
7	その他	29
(1)	スギ人工林間伐の目安	
(2)	スギ一般材・良質材生産施業基準	
(3)	市町村等による森林の整備の推進	
8	用語の解説	38

参考資料で特に出典のないものは、森林整備課の資料です。

# 1 森林計画区の概況

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林③	民有林④		
総数	145,073	105,268	23,721	81,547	73	
内訳	由利本荘市	120,960	90,210	20,082	70,128	75
	にかほ市	24,113	15,058	3,639	11,419	62

注) 1 出典: ①国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」、②東北森林管理局計画課  
④林業木材産業課  
2 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
3 表中符号は、次のとおりである。  
「空白」…該当のないもの。

## (2) 地況 I 計画の大綱-1 自然的社会的経済的背景及び森林計画区-(2) 自然的条件の ア及びイ参照のこと。

## (3) 土地利用の現況

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	総数 ①	森		林		耕地④		その他	備考
		計	国有林②	民有林③	計	うち田			
由利本荘市	120,960	90,210	20,082	70,128	10,560	9,345	20,190		
にかほ市	24,113	15,058	3,639	11,419	3,398	3,067	5,657		
計	145,073	105,268	23,721	81,547	13,958	12,412	25,847		
構成比	100	73	17	56	10	9	18		
対全県比	12	13	6	18	11	11	12		
全県	1,163,754	819,882	372,614	447,268	128,647	117,402	215,225		
県構成比	100	70	32	38	11	10	18		

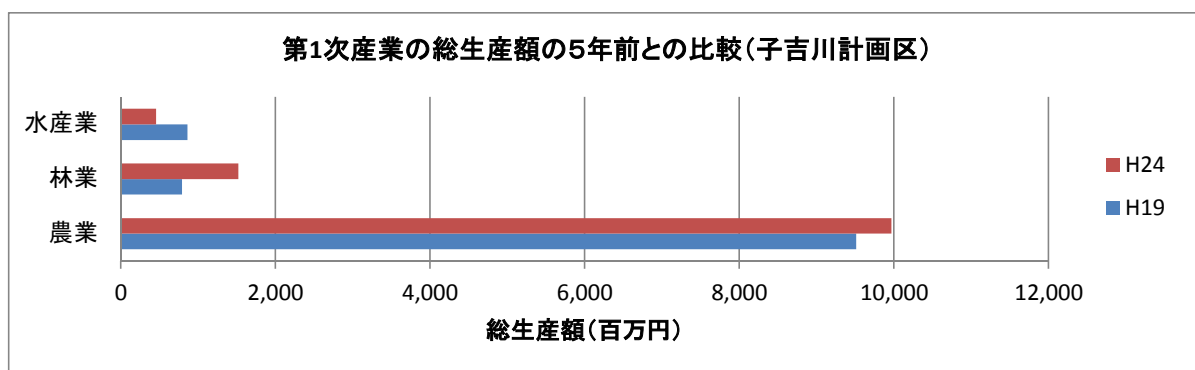
注) 1 出典: ①国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」、②東北森林管理局計画課  
④第61次秋田県農林水産統計(平成25、26年)、耕地面積は平成22年2月1日現在  
2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
3 表中符号は、次のとおりである。  
「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

#### (4) 産業別総生産額

単位(総生産額:百万円、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
由利本荘市	200,016	9,339	7,965	1,319	55	52,395	185,331
にかほ市	95,729	2,602	2,001	202	399	53,554	51,826
計	355,047	11,941	9,966	1,521	454	105,949	237,157
構成比	100	3	3	0	0	30	67
全県	2,893,885	122,495	111,321	9,162	2,012	636,799	2,743,897
県対比	12	10	9	17	23	17	9

- 注) 1 出典:平成24年度版「秋田県市町村民経済計算」。  
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

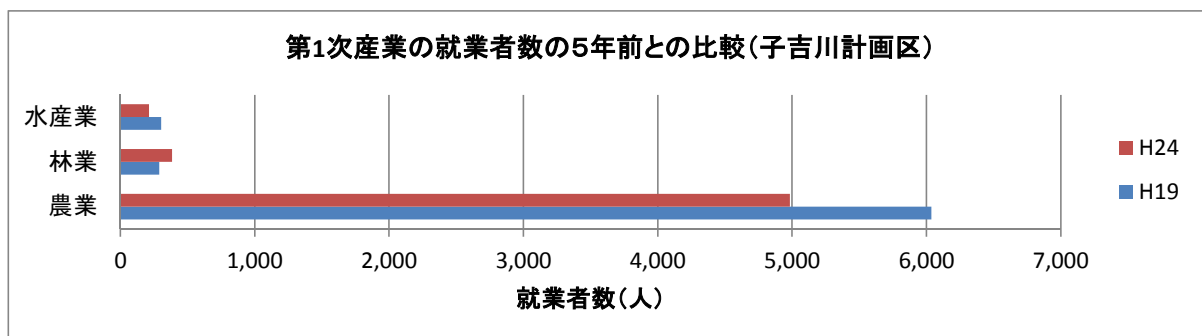


#### (5) 産業別就業者数

単位(就業者数:人、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
由利本荘市	40,727	4,499	4,122	336	41	13,070	22,660
にかほ市	13,004	1,080	861	48	171	5,724	6,125
計	53,158	5,579	4,983	384	212	18,794	28,785
構成比	100	10	9	1	0	35	54
全県	503,106	49,929	46,534	2,518	877	124,501	321,378
県対比	11	11	11	15	24	15	9

- 注) 1 出典:平成27年秋田県勢要覧  
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。



## 2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

林種	施業方法	針広別	樹種	年間成長量	区分	総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級			
人	合 計			421,225	面積	80,758	703	606	498	744	1,066	1,988	4,511	5,637	9,609	11,504	11,985			
					材積	23,364,001	-	2,851	17,812	64,125	154,935	379,715	1,141,912	1,687,532	3,024,892	3,978,162	3,891,709			
	人工	育成	針葉樹	スギ	397,940	面積	48,390	452	409	365	595	905	1,625	4,127	5,004	7,292	8,630	7,198		
						材積	18,709,383	-	705	13,006	55,156	140,490	341,048	1,602,242	2,705,629	3,578,277	3,223,114			
		単層林	育成	針葉樹	スギ	389,272	面積	45,034	364	291	299	890	1,598	4,067	4,892	7,139	8,329	6,540		
							材積	17,913,188	-	10,895	52,499	138,765	337,902	1,082,747	1,573,281	2,672,653	3,509,403	3,060,315		
			複層林	育成	針葉樹	スギ	395,832	面積	48,080	445	409	355	897	1,619	4,121	4,997	7,255	8,577	7,142	
								材積	18,605,457	-	705	12,622	52,272	139,125	339,932	1,600,109	2,694,360	3,559,331	3,202,765	
				広葉樹	育成	針葉樹	スギ	387,438	面積	44,816	364	291	295	882	1,592	4,061	4,885	7,115	8,290	6,506
									材積	17,827,823	-	10,707	50,125	137,400	336,799	1,081,108	1,571,323	2,664,022	3,493,695	3,045,420
					育成	その他		7,417	面積	2,862	27	61	24	4	10	10	27	49	271	613
									材積	726,409	-	1,030	874	442	1,632	4,678	9,468	23,785	62,393	153,792
天	育成	針葉樹	スギ	977	面積	402	55	56	36	28	11	17	33	62	30	16	24			
					材積	51,225	-	705	885	1,273	1,283	1,501	7,096	19,318	6,553	3,243	3,553			
	複層林	育成	針葉樹	スギ	2,108	面積	310	6	0	10	9	5	7	7	7	53	55			
						材積	103,926	-	384	2,884	1,365	1,116	1,901	2,133	11,269	18,946	20,349			
	天然	育成	針葉樹	スギ	1,834	面積	219	1	-	4	25	9	5	6	6	24	39	34		
						材積	85,365	-	188	2,374	1,365	1,103	1,639	1,958	8,631	15,708	14,895			
		広葉樹	育成	針葉樹	スギ	235	面積	73	-	0	-	4	-	0	-	0	13	14	21	
							材積	17,523	-	379	-	13	-	-	-	2,638	3,238	5,189		
			天然	育成	針葉樹	スギ	39	面積	18	6	-	6	4	-	1	0	0	-	-	265
								材積	1,038	-	196	131	-	262	171	-	-	-	-	
				広葉樹	育成	針葉樹	スギ	23,285	面積	32,368	251	197	132	160	363	384	634	2,317	2,874	4,787
									材積	4,654,618	0	2,146	4,806	8,969	14,445	38,667	47,129	85,290	319,263	399,885
育成					針葉樹	スギ	207	面積	124	0	4	4	3	0	8	5	30	19	16	
								材積	18,482	-	65	176	25	294	-	933	731	4,399	2,958	3,429
単層林	育成	針葉樹	スギ	52	面積	14	-	-	-	0	-	0	0	2	2	3	5			
					材積	4,316	-	20	-	20	-	14	71	573	706	1,791				
天	育成	針葉樹	スギ	155	面積	110	-	4	4	0	3	-	8	5	28	16	12			
					材積	14,166	-	65	176	25	274	-	919	660	3,826	2,252	1,638			
	複層林	育成	針葉樹	スギ	1,044	面積	1,144	27	0	2	2	0	1	5	87	169	220			
						材積	156,082	-	67	-	237	17	144	550	10,921	23,944	29,202			
	天然	育成	針葉樹	スギ	82	面積	15	0	-	-	1	-	-	-	0	4	1			
						材積	4,964	-	149	-	149	-	-	-	166	1,561	336			
	複層林	育成	針葉樹	スギ	962	面積	1,129	27	-	2	1	0	1	5	87	165	220			
						材積	151,118	-	88	67	88	17	144	550	10,755	22,383	28,866			
	天然	育成	針葉樹	スギ	22,034	面積	31,100	224	193	126	149	363	375	624	2,200	2,685	4,551			
						材積	4,480,054	-	2,081	4,563	8,944	13,914	38,650	46,052	84,009	303,943	372,983	635,964		
	生林	育成	針葉樹	スギ	1,673	面積	506	1	70	7	2	1	2	2	11	20	27	91		
						材積	138,802	-	299	60	315	206	498	3,583	7,186	8,092	26,697			
複層林	育成	針葉樹	スギ	20,361	面積	30,594	222	123	119	147	153	362	373	613	2,181	2,659	4,460			
					材積	4,341,252	-	2,081	8,884	13,599	38,444	45,554	80,426	296,757	364,891	609,267				



単位(面積:ha、材積:・、成長量:・、竹:束)

林種	施業方法	針広別	樹種	区分	12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級以上	
人	合 計	面積			10,201	8,120	4,292	3,438	2,191	1,407	809	486	241	723	
		材積			3,093,800	2,232,012	1,028,243	906,544	611,607	440,152	258,385	146,439	85,439	217,851	
	人工林計	面積			4,891	3,001	1,021	969	672	518	332	164	101	119	
		材積			2,327,145	1,474,406	543,757	533,342	385,638	296,634	180,980	93,015	62,184	57,832	
		面積			4,222	2,486	910	863	601	455	262	132	91	53	
	育成	針葉樹	面積			2,147,184	1,330,934	512,038	503,128	364,573	277,551	161,590	83,347	59,033	35,350
			材積			4,856	2,989	1,012	960	666	510	330	163	99	114
			面積			2,312,144	1,468,280	539,001	528,135	382,394	293,243	179,901	92,663	61,247	54,346
	単層林	広葉樹	面積			4,199	2,475	903	855	596	450	261	132	90	48
			材積			2,135,432	1,325,028	507,805	498,347	361,677	274,985	160,580	83,347	58,149	31,874
			面積			652	501	106	99	67	58	68	30	9	66
	複層林	その他	面積			175,583	141,224	30,642	28,843	20,202	17,858	19,144	9,254	3,098	22,467
			材積			4	12	4	5	3	3	1	0	0	0
			面積			1,129	2,028	554	945	515	400	177	62	400	5
	天	育成	針葉樹	面積			15,001	6,126	4,756	5,207	3,244	1,079	352	937	3,486
材積						23	11	7	8	5	1	1	1	1	5
面積						11,752	5,906	4,233	4,781	2,896	1,010	1,010	884	884	3,476
天然林計	広葉樹	面積			3,236	220	523	426	348	825	69	352	53	10	
		材積			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積			13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然林	育成	針葉樹	面積			5,310	5,119	3,271	2,469	1,519	477	322	140	604	
			材積			766,655	757,606	484,486	373,202	225,969	143,518	77,405	53,308	23,255	160,019
			面積			1,181	2,087	1,236	277	538	78	1	0	0	0
単層林	針葉樹	面積			2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		材積			417	128	448	79	79	0	0	0	69	69	
		面積			5	14	5	2	3	3	1	0	0	0	
複層林	針葉樹	面積			764	1,959	788	277	459	78	0	6	0	0	
		材積			168	147	115	67	58	42	14	8	4	6	
		面積			22,076	20,960	16,894	9,967	8,841	6,673	2,457	1,407	712	1,013	
天然林	育成	針葉樹	面積			1	5	3	0	0	0	0	0	0	
			材積			327	1,650	775	0	0	0	0	0	0	0
			面積			167	142	113	67	58	42	14	8	4	6
生林	針葉樹	面積			21,749	19,310	16,119	9,967	8,841	6,673	2,457	1,407	712	1,013	
		材積			5,135	4,959	3,149	2,400	1,458	846	463	314	135	598	
		面積			743,398	734,559	466,356	362,958	216,590	136,767	74,948	51,895	22,474	159,006	
広葉樹	針葉樹	面積			66	71	30	19	30	34	5	6	5	6	
		材積			21,352	25,888	9,144	7,308	9,328	11,889	1,450	2,090	1,585	1,832	
		面積			5,068	4,888	3,119	2,380	1,427	813	458	308	131	592	
広葉樹	面積			722,046	708,671	457,212	355,650	207,262	124,878	73,498	49,805	20,889	157,174		

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

区分	面積	束数
竹林	126	0

区分	面積	材積
無立木地	345	0
伐採跡地	318	0
合計	664	0

区分	面積	材積
立木竹地	80,884	23,364,001
無立木地	664	0
民有林合計	81,547	23,364,001

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木										地							
	総数										人				林			
	合計										育成単層林				育成複層林			
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総面積	81,547	80,758	48,504	32,254	48,390	47,969	421	421	48,080	47,678	402	310	292	18				
材積	23,364,001	23,364,001	18,805,202	4,558,799	18,709,383	18,657,120	52,263	51,225	18,605,457	18,554,232	51,225	103,926	102,888	1,038				
成長量	421,225	421,225	398,731	22,494	397,940	396,924	1,016	977	395,832	394,855	977	2,108	2,069	39				
制限林	19,526	19,369	10,896	8,472	10,919	10,828	91	86	10,851	10,765	86	68	63	5				
普通林	4,996,324	4,996,324	3,771,134	1,225,190	3,759,036	3,750,679	8,357	8,081	3,738,846	3,730,765	8,081	20,190	19,914	276				
成長量	96,238	96,238	88,689	7,549	88,723	88,473	250	237	88,351	88,114	237	372	359	13				
面積	62,022	61,389	37,608	23,782	37,471	37,142	330	316	37,229	36,913	316	242	229	13				
材積	18,367,677	18,367,677	15,034,068	3,333,609	14,950,347	14,906,441	43,906	43,144	14,866,611	14,823,467	43,144	83,736	82,974	762				
成長量	324,987	324,987	310,042	14,945	309,217	308,451	766	740	307,481	306,741	740	1,736	1,710	26				

単位(面積:ha、材積:・、成長量:・、竹:束)

区分	立												竹林			人工 林率
	天然						地						無立木地			
	天			林			育成複層林			天然生林			無立木地			
	合計	育成単層林	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	伐採 跡地	無立 木地	
総 面積	32,368	535	31,833	124	14	110	1,144	15	1,129	31,100	506	30,594	664	345	318	60%
材積	4,654,618	148,082	4,506,536	18,482	4,316	14,166	156,082	4,964	151,118	4,480,054	138,802	4,341,252	-	-	-	
成長量	23,285	1,807	21,478	207	52	155	1,044	82	962	22,034	1,673	20,361	-	-	-	
制限 面積	8,450	68	8,381	43	1	42	171	3	169	8,235	64	8,171	7	55	95	56%
材積	1,237,288	20,455	1,216,833	5,788	292	5,496	23,809	732	23,077	1,207,691	19,431	1,188,260	-	-	-	
成長量	7,515	216	7,299	68	4	64	161	7	154	7,286	205	7,081	-	-	-	
普通 面積	23,918	466	23,452	81	13	68	973	12	961	22,865	442	22,423	514	290	224	61%
材積	3,417,330	127,627	3,289,703	12,694	4,024	8,670	132,273	4,232	128,041	3,272,363	119,371	3,152,992	-	-	-	
成長量	15,770	1,591	14,179	139	48	91	883	75	808	14,748	1,468	13,280	-	-	-	

注) 1 単位未滿は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表

区分	総数	立 木						
		総数			人			
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総数	面積 材積	81,547 23,364,001	80,758 23,364,001	48,504 18,805,202	32,254 4,558,799	48,390 18,709,383	47,969 18,657,120	421 52,263
由利本荘市	面積 材積	70,128 20,164,088	69,571 20,164,088	41,457 16,180,377	28,114 3,983,711	41,349 16,104,329	40,986 16,055,264	363 49,065
本荘市	面積 材積	10,264 3,252,249	10,205 3,252,249	7,033 2,802,097	3,172 450,152	6,959 2,773,536	6,920 2,769,283	39 4,253
矢島町	面積 材積	6,730 2,002,117	6,703 2,002,117	4,249 1,653,688	2,454 348,429	4,177 1,647,698	4,161 1,644,280	16 3,418
岩城町	面積 材積	7,818 2,197,701	7,745 2,197,701	4,730 1,774,542	3,015 423,159	4,707 1,764,547	4,692 1,762,499	16 2,048
由利町	面積 材積	6,236 2,010,087	6,119 2,010,087	4,289 1,754,817	1,830 255,270	4,307 1,752,022	4,263 1,747,721	44 4,301
西目町	面積 材積	2,083 624,998	2,045 624,998	1,431 541,104	614 83,894	1,429 533,268	1,397 530,733	31 2,535
鳥海町	面積 材積	15,157 3,563,034	15,073 3,563,034	6,873 2,370,981	8,200 1,192,053	6,882 2,364,382	6,833 2,356,011	48 8,371
東由利町	面積 材積	9,819 2,868,643	9,722 2,868,643	5,522 2,280,828	4,200 587,815	5,575 2,288,484	5,490 2,270,049	85 18,435
大内町	面積 材積	12,023 3,645,259	11,959 3,645,259	7,329 3,002,320	4,630 642,939	7,312 2,980,392	7,230 2,974,688	82 5,704
にかほ市	面積 材積	11,419 3,199,913	11,187 3,199,913	7,047 2,624,825	4,140 575,088	7,041 2,605,054	6,984 2,601,856	58 3,198
仁賀保町	面積 材積	4,159 1,194,688	4,103 1,194,688	2,602 994,949	1,501 199,739	2,583 980,845	2,567 980,337	16 508
金浦町	面積 材積	516 142,742	485 142,742	304 118,993	181 23,749	315 119,115	303 118,797	12 318
象潟町	面積 材積	6,744 1,862,483	6,599 1,862,483	4,141 1,510,883	2,458 351,600	4,144 1,505,094	4,114 1,502,722	30 2,372

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

地					
工			林		
育成單層林			育成複層林		
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
48,080	47,678	402	310	292	18
18,605,457	18,554,232	51,225	103,926	102,888	1,038
41,136	40,779	356	213	206	7
16,028,321	15,980,075	48,246	76,008	75,189	819
6,900	6,862	38	59	58	1
2,753,644	2,749,537	4,107	19,892	19,746	146
4,134	4,118	16	43	43	-
1,633,303	1,629,885	3,418	14,395	14,395	-
4,693	4,679	14	14	12	2
1,760,987	1,759,062	1,925	3,560	3,437	123
4,285	4,241	44	22	22	-
1,741,568	1,737,267	4,301	10,454	10,454	-
1,429	1,397	31	0	0	-
533,193	530,658	2,535	75	75	-
6,867	6,820	47	15	13	2
2,359,405	2,351,043	8,362	4,977	4,968	9
5,530	5,446	84	45	44	1
2,272,245	2,254,337	17,908	16,239	15,712	527
7,298	7,216	82	14	13	0
2,973,976	2,968,286	5,690	6,416	6,402	14
6,945	6,898	46	97	85	12
2,577,136	2,574,157	2,979	27,918	27,699	219
2,528	2,515	13	55	51	4
963,858	963,421	437	16,987	16,916	71
314	303	12	1	1	-
118,994	118,676	318	121	121	-
4,102	4,080	22	41	33	8
1,494,284	1,492,060	2,224	10,810	10,662	148

(3) 市町村別森林資源表のつづき

区分		立 木 地								
		天			然			林		
		合計			育成単層林			育成複層林		
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総数	面積 材積	32,368 4,654,618	535 148,082	31,833 4,506,536	124 18,482	14 4,316	110 14,166	1,144 156,082	15 4,964	1,129 151,118
由利本荘市	面積 材積	28,223 4,059,759	471 125,113	27,752 3,934,646	114 17,029	13 4,167	101 12,862	1,122 153,117	13 4,614	1,108 148,503
本荘市	面積 材積	3,246 478,713	114 32,814	3,132 445,899	18 3,038	6 1,329	13 1,709	22 3,012	- -	22 3,012
矢島町	面積 材積	2,525 354,419	88 9,408	2,437 345,011	28 3,804	- -	28 3,804	51 7,095	0 -	50 7,095
岩城町	面積 材積	3,038 433,154	39 12,043	2,999 421,111	14 2,832	3 1,410	11 1,422	41 5,526	- -	41 5,526
由利町	面積 材積	1,812 258,065	26 7,096	1,786 250,969	12 1,364	- -	12 1,364	68 9,644	- -	68 9,644
西目町	面積 材積	616 91,730	34 10,371	583 81,359	- -	- -	- -	1 95	- -	1 95
鳥海町	面積 材積	8,192 1,198,652	39 14,970	8,152 1,183,682	17 2,243	- -	17 2,243	752 99,551	4 1,601	748 97,950
東由利町	面積 材積	4,147 580,159	32 10,779	4,114 569,380	10 1,427	1 362	9 1,065	65 10,389	6 2,293	59 8,096
大内町	面積 材積	4,647 664,867	99 27,632	4,547 637,235	16 2,321	4 1,066	12 1,255	123 17,805	2 720	120 17,085
にかほ市	面積 材積	4,145 594,859	64 22,969	4,082 571,890	10 1,453	0 149	9 1,304	22 2,965	1 350	21 2,615
仁賀保町	面積 材積	1,520 213,843	36 14,612	1,485 199,231	4 553	0 31	4 522	17 2,555	1 350	15 2,205
金浦町	面積 材積	170 23,627	1 196	169 23,431	0 127	0 118	0 9	- -	- -	- -
象潟町	面積 材積	2,455 357,389	27 8,161	2,428 349,228	6 773	- -	6 773	6 410	- -	6 410

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 2 表中符号は、次のとおりである。  
 「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

単位(面積:ha、材積:・、竹:束)

			竹林	無立木地			人工 林率
天然生林				計	伐採跡地	無立木地	
計	針葉樹	広葉樹					
31,100	506	30,594	126	664	345	318	59%
4,480,054	138,802	4,341,252	-	-	-	-	-
26,987	444	26,542	62	495	277	218	59%
3,889,613	116,332	3,773,281	-	-	-	-	-
3,206	108	3,098	10	48	12	37	68%
472,663	31,485	441,178	-	-	-	-	-
2,447	88	2,359	1	26	3	24	62%
343,520	9,408	334,112	-	-	-	-	-
2,983	36	2,948	9	63	22	41	60%
424,796	10,633	414,163	-	-	-	-	-
1,732	26	1,706	11	106	40	67	69%
247,057	7,096	239,961	-	-	-	-	-
616	34	582	26	11	1	10	69%
91,635	10,371	81,264	-	-	-	-	-
7,422	35	7,387	2	82	74	8	45%
1,096,858	13,369	1,083,489	-	-	-	-	-
4,071	25	4,046	-	97	79	17	57%
568,343	8,124	560,219	-	-	-	-	-
4,508	93	4,416	2	62	47	15	61%
644,741	25,846	618,895	-	-	-	-	-
4,113	62	4,051	64	169	68	100	62%
590,441	22,470	567,971	-	-	-	-	-
1,500	34	1,466	15	41	16	25	62%
210,735	14,231	196,504	-	-	-	-	-
169	1	169	13	18	6	12	61%
23,500	78	23,422	-	-	-	-	-
2,444	27	2,417	36	109	46	64	61%
356,206	8,161	348,045	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数		立 木					
				総数			人		
				計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総数	面積	81,547	80,758	48,504	32,254	48,390	47,969	421	
	材積	23,364,001	23,364,001	18,805,202	4,558,799	18,709,383	18,657,120	52,263	
公有林	公有林計	面積	16,156	15,905	10,146	5,759	10,051	9,941	110
	県	面積	4,412,457	4,412,457	3,607,168	805,289	3,580,064	3,571,172	8,892
		材積	1,275	1,263	678	585	657	649	8
	市町村	面積	344,003	344,003	266,074	77,929	258,883	258,613	270
		材積	13,594	13,363	8,714	4,649	8,629	8,545	85
	財産区	面積	3,705,435	3,705,435	3,052,433	653,002	3,031,340	3,025,303	6,037
		材積	1,271	1,264	743	521	753	736	17
	学校	面積	356,761	356,761	283,053	73,708	284,233	281,648	2,585
		材積	15	15	11	5	11	11	-
	私有林	私有林計	面積	65,392	64,853	38,358	26,495	38,339	38,028
材積			18,951,544	18,951,544	15,198,034	3,753,510	15,129,319	15,085,948	43,371
森林総合研究所		面積	3,047	3,038	2,648	390	2,653	2,647	5
		材積	834,137	834,137	783,808	50,329	784,429	783,799	630
林業公社		面積	4,051	4,026	3,285	741	3,287	3,284	3
		材積	1,004,966	1,004,966	906,107	98,859	905,975	905,812	163
慣行共有		面積	6,202	6,156	2,801	3,356	2,791	2,758	33
		材積	1,563,640	1,563,640	1,092,695	470,945	1,077,286	1,074,897	2,389
記名共有		面積	4,737	4,676	1,582	3,094	1,591	1,563	28
		材積	1,118,609	1,118,609	667,971	450,638	663,466	661,409	2,057
森林組合		面積	545	543	252	292	258	245	13
		材積	141,805	141,805	101,413	40,392	100,184	99,288	896
社寺		面積	531	529	366	163	367	363	3
		材積	182,479	182,479	159,440	23,039	158,976	158,579	397
団体		面積	2,749	2,738	1,416	1,322	1,403	1,394	8
		材積	698,730	698,730	522,102	176,628	515,495	514,297	1,198
会社	面積	2,657	2,524	1,523	1,001	1,535	1,506	29	
	材積	734,419	734,419	599,314	135,105	598,921	594,869	4,052	
個人	面積	40,811	40,560	24,450	16,111	24,419	24,232	187	
	材積	12,656,627	12,656,627	10,352,397	2,304,230	10,312,198	10,280,636	31,562	
その他	面積	62	62	37	26	35	35	0	
	材積	16,132	16,132	12,787	3,345	12,389	12,362	27	

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 2 表中符号は、次のとおりである。  
 「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。



地					
工			林		
育成単層林			育成複層林		
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
48,080	47,678	402	310	292	18
18,605,457	18,554,232	51,225	103,926	102,888	1,038
9,979	9,874	105	72	67	5
3,555,948	3,547,198	8,750	24,116	23,974	142
656	648	7	2	1	1
258,517	258,300	217	366	313	53
8,563	8,482	81	67	63	4
3,008,353	3,002,405	5,948	22,987	22,898	89
750	733	17	3	3	1
283,470	280,885	2,585	763	763	-
11	11	-	-	-	-
5,608	5,608	-	-	-	-
38,101	37,804	297	238	225	13
15,049,509	15,007,034	42,475	79,810	78,914	896
2,611	2,606	5	41	41	-
772,895	772,265	630	11,534	11,534	-
3,279	3,278	1	8	6	2
904,983	904,904	79	992	908	84
2,769	2,737	32	23	22	1
1,068,369	1,066,126	2,243	8,917	8,771	146
1,586	1,558	27	5	4	1
661,823	659,806	2,017	1,643	1,603	40
258	245	13	-	-	-
100,184	99,288	896	-	-	-
364	360	3	3	3	-
157,448	157,051	397	1,528	1,528	-
1,389	1,380	8	14	14	-
511,433	510,235	1,198	4,062	4,062	-
1,524	1,495	29	11	11	-
595,276	591,224	4,052	3,645	3,645	-
24,287	24,109	177	133	123	10
10,264,709	10,233,773	30,936	47,489	46,863	626
35	35	0	-	-	-
12,389	12,362	27	-	-	-

## (4) 所有形態別森林資源表のつづき

区分		立 木 地									
		天 然 林									
		合計			育成単層林			育成複層林			
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総数	面積	32,368	535	31,833	124	14	110	1,144	15	1,129	
	材積	4,654,618	148,082	4,506,536	18,482	4,316	14,166	156,082	4,964	151,118	
公有林計	面積	5,855	205	5,649	40	2	37	64	4	60	
	材積	832,393	35,996	796,397	5,704	586	5,118	9,236	1,096	8,140	
	県	面積	605	28	577	2	0	2	9	-	9
		材積	85,120	7,461	77,659	359	70	289	1,144	-	1,144
	市町村	面積	4,734	169	4,565	34	1	33	54	4	51
		材積	674,095	27,130	646,965	4,885	292	4,593	7,990	1,096	6,894
	財産区	面積	511	7	503	3	1	2	1	-	1
		材積	72,528	1,405	71,123	460	224	236	102	-	102
	学校	面積	5	-	5	-	-	-	-	-	-
		材積	650	-	650	-	-	-	-	-	-
私有林計	面積	26,513	330	26,184	84	11	73	1,080	11	1,069	
	材積	3,822,225	112,086	3,710,139	12,778	3,730	9,048	146,846	3,868	142,978	
	森林総合研究所	面積	385	0	385	7	-	7	1	-	1
		材積	49,708	9	49,699	674	-	674	142	-	142
	林業公社	面積	739	1	738	18	-	18	6	1	5
		材積	98,991	295	98,696	2,529	-	2,529	799	295	504
	慣行共有	面積	3,365	42	3,323	8	1	6	154	-	154
		材積	486,354	17,798	468,556	955	306	649	21,773	-	21,773
	記名共有	面積	3,085	20	3,066	3	1	2	59	4	55
		材積	455,143	6,562	448,581	526	180	346	9,090	1,561	7,529
	森林組合	面積	285	7	278	-	-	-	6	-	6
		材積	41,621	2,125	39,496	-	-	-	867	-	867
	社寺	面積	162	3	160	0	0	-	1	0	1
		材積	23,503	861	22,642	16	16	-	235	53	182
		面積	1,335	21	1,314	5	0	4	83	-	83
		材積	183,235	7,805	175,430	749	149	600	10,220	-	10,220
会社	面積	988	17	971	3	0	2	42	-	42	
	材積	135,498	4,445	131,053	322	58	264	5,540	-	5,540	
個人	面積	16,141	217	15,924	38	9	29	727	6	721	
	材積	2,344,429	71,761	2,272,668	6,877	3,021	3,856	98,180	1,959	96,221	
その他	面積	27	2	26	3	-	3	-	-	-	
	材積	3,743	425	3,318	130	-	130	-	-	-	

単位(面積:ha、材積:・、竹:束)

			竹林	無立木地			人工 林率
				計	伐採跡地	無立木地	
天然生林							
計	針葉樹	広葉樹					
31,100	506	30,594	126	664	345	318	60%
4,480,054	138,802	4,341,252	-	-	-	-	
5,751	199	5,552	2	248	129	119	63%
817,453	34,314	783,139	-	-	-	-	
594	28	566	0	12	1	11	52%
83,617	7,391	76,226	-	-	-	-	
4,645	164	4,481	2	229	128	101	65%
661,220	25,742	635,478	-	-	-	-	
507	7	501	1	7	0	7	60%
71,966	1,181	70,785	-	-	-	-	
5	-	5	-	-	-	-	70%
650	-	650	-	-	-	-	
25,349	307	25,042	123	416	216	200	59%
3,662,601	104,488	3,558,113	-	-	-	-	
377	0	377	-	9	-	9	87%
48,892	9	48,883	-	-	-	-	
716	-	716	5	20	1	19	82%
95,663	-	95,663	-	-	-	-	
3,203	41	3,162	2	43	29	15	45%
463,626	17,492	446,134	-	-	-	-	
3,023	15	3,008	4	57	48	9	34%
445,527	4,821	440,706	-	-	-	-	
279	7	272	-	2	-	2	47%
40,754	2,125	38,629	-	-	-	-	
161	2	158	1	1	-	1	69%
23,252	792	22,460	-	-	-	-	
1,247	21	1,226	1	11	3	7	51%
172,266	7,656	164,610	-	-	-	-	
944	17	927	0	133	41	92	61%
129,636	4,387	125,249	-	-	-	-	
15,376	203	15,174	110	141	95	46	60%
2,239,372	66,781	2,172,591	-	-	-	-	
24	2	22	0	0	-	0	56%
3,613	425	3,188	-	-	-	-	

(5) 制限林の種類別面積

区分	保安林					国立公園					国定公園				
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計
総数	12,055	3,085	267	1,117	<15,906> 16,524							32	1,275	3,424	4,731
由利本荘市	9,720	2,798	225	884	<13,022> 13,627							32	241	879	1,152
本荘市	1,016	279	0	100	<1,395> 1,395										
矢島町	1,629	731	47	22	<2,163> 2,430								26	406	432
岩城町	504	123	10	105	<743> 743										
由利町	728	352	26	79	<1,183> 1,185										
西目町		7	18	95	<121> 121										
鳥海町	4,684	957	80	379	<5,763> 6,099							32	215	473	720
東由利町	495	100	17	30	<642> 642										
大内町	664	250	26	74	<1,013> 1,013										
にかほ市	2,335	287	42	233	<2,884> 2,897								1,034	2,545	3,579
仁賀保町	346	233	18	142	<726> 738										
金浦町				16	<16> 16										
象潟町	1,990	54	24	75	<2,142> 2,143								1,034	2,545	3,579

注) 1 保安林計の上段< >は保安林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。

2 合計の上段( )は制限林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。

3 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

4 表中符号は、次のとおりである。 「空白」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

単位(面積:ha)

県立公園				自然公園計	保安施設地区	県自然環境保全地域の特別地域	鳥獣保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	合計
第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計									
				4,731		3	137	65	74	1,101	53	(19,526) 22,689
				1,152		3	137	50	24	1,008	49	(14,517) 16,050
						2	25	50		321	10	(1,760) 1,803
				432					19	81	7	(2,401) 2,969
									1	297	6	(1,047) 1,047
						1	90		3	44	6	(1,294) 1,329
							22					(143) 143
				720						169	14	(6,115) 7,003
										19	2	(662) 662
										77	4	(1,094) 1,095
				3,579				15	51	93	4	(5,009) 6,639
									16	64	1	(805) 820
								15	4		3	(37) 37
				3,579					31	29		(4,167) 5,782

(6) 樹種別材積表

	単位(材積:千・構成比%)																
	針葉樹					広葉樹					合計						
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	小計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ケヤキ	ハンノキ	サクラ	キリ	ニセアカシア	その他広葉樹	小計	合計
材積	17,968	765	64	8	18,805	214	1	83	6	2	1	1	32	4	4,216	4,559	23,364
構成費	(95.5%)	(4.1%)	(0.3%)	(0.0%)	(100.0%)	(4.7%)	(0.0%)	(1.8%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(0.1%)	(92.5%)	(100.0%)	
	76.9%	3.3%	0.3%	0.0%	80.5%	0.9%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	18.0%	19.5%	100.0%
材積	17,913	675	63	6	18,657	0	0	1	6	2	1	1	32	2	8	52	18,709
構成費	(96.0%)	(3.6%)	(0.3%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.6%)	(0.1%)	(2.4%)	(10.6%)	(3.8%)	(1.1%)	(2.2%)	(60.3%)	(4.2%)	(14.6%)	(100.0%)	
	95.7%	3.6%	0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
材積	55	90	1	2	148	214	1	81	1	0	-	-	0	2	4,208	4,507	4,655
構成費	(37.0%)	(60.9%)	(0.6%)	(1.5%)	(100.0%)	(4.7%)	(0.0%)	(1.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(93.4%)	(100.0%)	
	1.2%	1.9%	0.0%	0.0%	3.2%	4.6%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.4%	96.8%	100.0%

(注) 1 構成費の上段( )は、針葉樹・広葉樹別における構成比、下段は全体における構成比である。

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

## (7) 森林の被害

単位(件数:件、面積:ha)

市町村名	山火事 ①						松くい虫 ②			ナラ枯れ ③			気象害 ④		
	H24		H25		H26		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
由利本荘市	3	0.09	0	0.00	2	0.43	12	8	11	18	21	18	4	1	4
にかほ市	2	0.05	0	0	0	0	92	41	134	4	6	48	0	0	0
計	5	0.14	0	0.00	2	0.43	104	49	145	22	27	66	4	1	4
全県	30	4.19	34	17.58	13	1.68	2,122	2,606	2,086	35	50	53	53	73	21
県対比(%)	17%	3%	0%	0%	15%	26%	5%	2%	7%	63%	54%	125%	8%	2%	18%

注) 1 出典:①総合防災課、林業木材産業課 ②、③森林整備課 ④林業木材産業課

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のない 「0」…掲載単位に満たないもの。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

(上段：林家数、下段：面積)

市町村	単位	計	保有規模							
			1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha～
由利本荘市	戸	4,395	2,277	797	708	391	109	70	32	11
	ha	26,281	3,980	2,905	4,741	5,054	2,481	2,525	2,137	2,459
にかほ市	戸	713	490	103	66	30	9	4	5	6
	ha	3,764	789	385	428	393	205	142	373	1,049
計	戸	5,108	2,767	900	774	421	118	74	37	17
	ha	30,045	4,768	3,290	5,169	5,447	2,686	2,667	2,510	3,508

- 注) 1 出典：2010世界農林業センサス  
 2 表中符号は次のとおりである。  
 「-」・・・該当のないもの。



## (2) 森林経営計画等の認定状況

(単位 件数:件 面積:ha)

区 分	森林施業計画		森林経営計画		認定対象森林 C	認定率 (A+B)/C
	件数	面積 A	件数	面積 B		
由利本荘市			74	21,735	70,141	31%
にかほ市			15	4,569	11,419	40%
子吉川計画区計(a)	0	0	89	26,304	81,560	32%
県 計(b)	37	12,468	518	164,181	446,903	37%
割 合(a/b)	0%	0%	17%	16%	18%	—

[資料1. 各市町村、地域振興局及び森林整備課の認定台帳による(平成27年3月31日現在)

2. 総計は四捨五入のため一致しない。

3. 認定対象森林は平成27年3月31日現在の森林簿データによる。

(3) - 1 森林組合の現況

区分	組合名	組合員数	専従職員数	払込済出資金	組合員所有森林面積	労務班員数	販売(立木・木材)	林産(木材)	利用(新植)	利用(保育)	備考
総数	1 組合	人 5,663	人 51	千円 401,035	ha 52,536	人 59	m <sup>3</sup> 44,998	m <sup>3</sup> 26,214	ha 121	ha 1,527	
由利本荘市	本荘由利森林組合	5,663	51	401,035	52,536	59	44,998	26,214	121	1,527	
にかほ市	仁賀保市 金浦町 象潟町										

注) 出典：平成25年度森林組合一斉調査

(3) - 2 生産森林組合の現況

区 分	生産組合名	組合員数	役職員数	払込済 出資金	経営森林面積	備考	
総 数	組 合	人 492	人 74	千円 68,264	ha 663		
由利本荘市	本荘市	蕨台	44	10	2,385	22	
		滝ノ沢	124	10	4,489	76	
		鮎瀬	72	10	3,138	20	
		柳生	26	8	8,007	41	
		湯沢	18	7	2,644	34	
		大築	24	8	2,558	24	
		鳥田目	38	8	7,946	46	
	岩城町	滝俣	43	6	13,662	60	
	鳥海町	平根	103	7	23,435	340	

注) 出典：平成25年度森林組合一斉調査

(4) 林業事業体等の現況

区 分	林業経営体①	木材卸売業② (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業③		その他
			製 造 業	そ の 他	
	事業体	事業体	事業体	事業体	
由利本荘市	37	1	10	-	-
本荘市	5			-	-
矢島町	3			-	-
岩城町	8			-	-
由利町	8			-	-
西目町		1		-	-
鳥海町				-	-
東由利町	2			-	-
大内町	11			-	-
にかほ市	4		4	-	-
仁賀保町				-	-
金浦町	1			-	-
象潟町	3			-	-
合 計	41	1	14	-	-

注) 1 出典：①2010世界農林業センサス「Ⅲ林業経営体 1組織形態別経営体数」

②、③平成26年度版木材需給と木材・木工業

2 表中符号は次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

区分	計	森林管理署	森林組合	個人事業体	会社	その他
計	308	0	26	81	180	21
由利本荘市	254		26	76	137	15
にかほ市	54		-	5	43	6
全 県 計	1,284	0	249	42	972	21
県 対 比 %	24	-	10	0	19	100

注) 出典：森林整備課「林業事業体調査」、東北森林管理局企画調整課資料

## (6) 林業機械化の概況

種別	番号	機械種名	摘要	単位	由利地域振興局	計	平均年間稼働率(%)
高性能林業機械	1	フェラーバンチャ	立木を伐倒する自走式機械	台	1	1	46%
	2	スキッダ	けん引式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	0	0	
	3	プロセッサ	枝払・玉切りする自走式機械	台	6	6	60%
	4	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切り機械	台	16	16	52%
	5	フォワーダ	積載式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	4	4	33%
	6	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式集材機	台	1	1	48%
	7	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備	台	2	2	18%
	8	グラップルソー	巻き立て・玉切り機械	台	0	0	

注) 1 出典：平成26年度「林業機械の保有状況調査」

## (7) 作業路等整備の概況

市町村	作業道作設延長 (m)	ha当たり延長 (m)
由利本荘市	1,037,500	14.8
にかほ市	114,293	10.0
計画区計	1,151,793	14.1

出典：平成26年度版秋田県林業統計

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	610	740	1,350	630	645	1,275	103	87	94
針葉樹	480	740	1,220	578	571	1,149	120	77	94
広葉樹	130	—	130	52	74	126	40	—	97

##### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,190	1,255	57	970	505	52	1,220	814	67

##### (3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%、改良：箇所

区 分	計 画	実 行	実行歩合
開 設	122.1	4.2	3
改 良	39	0	0
舗 装	79.9	0	0

##### (4) 保安施設の数量

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	743	1,094	147	3	1	17
水源かん養	630	106	17	0	0	—
災害防備	93	988	1,062	3	1	17
保健風致	20	0	0	—	—	—

###### イ 保安施設地区の指定

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実行歩合
—	—	—	—

###### ウ 保安施設事業

単位 箇所、実行歩合：%

種 類	箇 所		
	計 画	実 行	実行歩合
治山事業	47	46	98

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### （1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、道路、ダム、 工場等建設敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	合計
23	0	159	3	734	919

注）平成22年度～平成26年度の実績

### （2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	官行造林	その他	合計
42	0	116	702	860

注）平成22年度～平成26年度の実績



## 6 森林資源の推移

面積:ha, 材積:千m<sup>3</sup>

区分	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15・16齢級	17・18齢級	19・20齢級	21齢級以上	材積
総数	80,758	1,309	1,242	3,054	10,148	21,113	22,187	12,412	5,829	2,216	726	723	23,363
人工育成単層林	48,080	854	918	2,516	9,117	15,832	11,999	4,001	1,826	841	262	114	18,605
人工育成複層林	310	7	42	14	14	90	90	21	16	9	3	5	104
林計	48,390	860	960	2,530	9,131	15,922	12,089	4,022	1,841	850	264	119	18,709
天然育成単層林	124	4	5	3	13	49	23	21	5	1	0		18
天然育成複層林	1,144	27	2	2	6	256	389	262	125	56	12	6	156
天然生林	31,100	417	275	518	998	4,885	9,686	8,108	3,857	1,309	450	598	4,480
林計	32,368	448	281	523	1,017	5,190	10,098	8,390	3,987	1,366	462	604	4,654
総数	80,758	2,443	1,104	1,810	6,499	15,172	23,043	17,627	7,379	3,424	1,295	964	24,526
人工育成単層林	47,520	1,185	764	1,460	5,740	12,230	15,408	7,334	1,692	1,003	493	213	19,662
人工育成複層林	410	6	10	41	12	66	156	71	25	13	3	7	138
林計	47,930	1,192	774	1,500	5,752	12,296	15,564	7,405	1,716	1,016	496	220	19,800
天然育成単層林	124		9	4	8	35	35	21	9	4	0	0	18
天然育成複層林	1,384	27	2	2	1	92	390	450	257	130	22	11	194
天然生林	31,320	1,224	319	304	738	2,749	7,054	9,751	5,397	2,274	777	733	4,514
林計	32,828	1,251	329	309	747	2,876	7,479	10,222	5,663	2,408	799	744	4,726
総数	80,758	3,530	1,309	1,242	3,054	10,063	20,447	20,746	11,615	5,151	2,151	1,450	25,380
人工育成単層林	47,520	2,040	854	918	2,516	9,095	15,472	10,897	3,406	1,169	776	376	20,438
人工育成複層林	510		7	42	14	36	186	151	39	18	9	8	172
林計	48,030	2,040	860	960	2,530	9,131	15,658	11,048	3,445	1,188	785	384	20,610
天然育成単層林	124		4	5	3	13	49	23	21	5	1	0	19
天然育成複層林	1,644		27	2	2	6	256	604	451	210	67	19	210
天然生林	30,960	1,490	417	275	518	913	4,485	9,071	7,698	3,748	1,298	1,047	4,541
林計	32,728	1,490	448	281	523	932	4,790	9,698	8,170	3,963	1,366	1,066	4,770

注) 総計、計は単位未満四捨五入のため、一致しない場合もある。

7 その他

(1) スギ人工林間伐の目安

生産区分	植栽本数	伐期(年)	項目	齢 級													標準 間伐回数	伐期目標				
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	材積 (m3)	備考
良質材生産	3,000	50	間伐の時期	○	○		○	○	○									5	20.7	20.1	407	地位中
			間伐後の成立本数	2,560	2,300	1,960	1,570	1,150														
		80	間伐の時期	○	○		○	○		○		○		○				7	28.9	30.6	586	
			間伐後の成立本数	2,560	2,300	1,960	1,570		1,150	800		530										
一般材生産	3,000	50	間伐の時期		△	○	○		○								4 (3)	21.2	29	553	中密度仕立	
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790													
		80	間伐の時期		△	○	○		○			○					5 (4)	28.8	39.7	972		
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570											
	2500	50	間伐の時期			△	○	○		○							3 (2)	21.0	28.1	570		
			間伐後の成立本数			1,700	1,190		860													
		80	間伐の時期			△	○	○		○		○					4 (3)	28.7	38.6	1010		
			間伐後の成立本数			1,700	1,190		860		620											
2,100以下	50	間伐の時期			△	○	○		○							3 (2)	21.7	29.8	437	疎密度仕立		
		間伐後の成立本数			1,437	919		597														
	80	間伐の時期			△	○	○		○		○		○			4 (3)	29.7	42.5	742			
		間伐後の成立本数			1,437	919		581		374												
大径材生産	3,000	100以上	間伐の時期		△	○	○		○			○		○	○	7 (6)	33.6	48.4	841		100年	
			間伐後の成立本数		2080	1520	1,100		790		570		400		300							

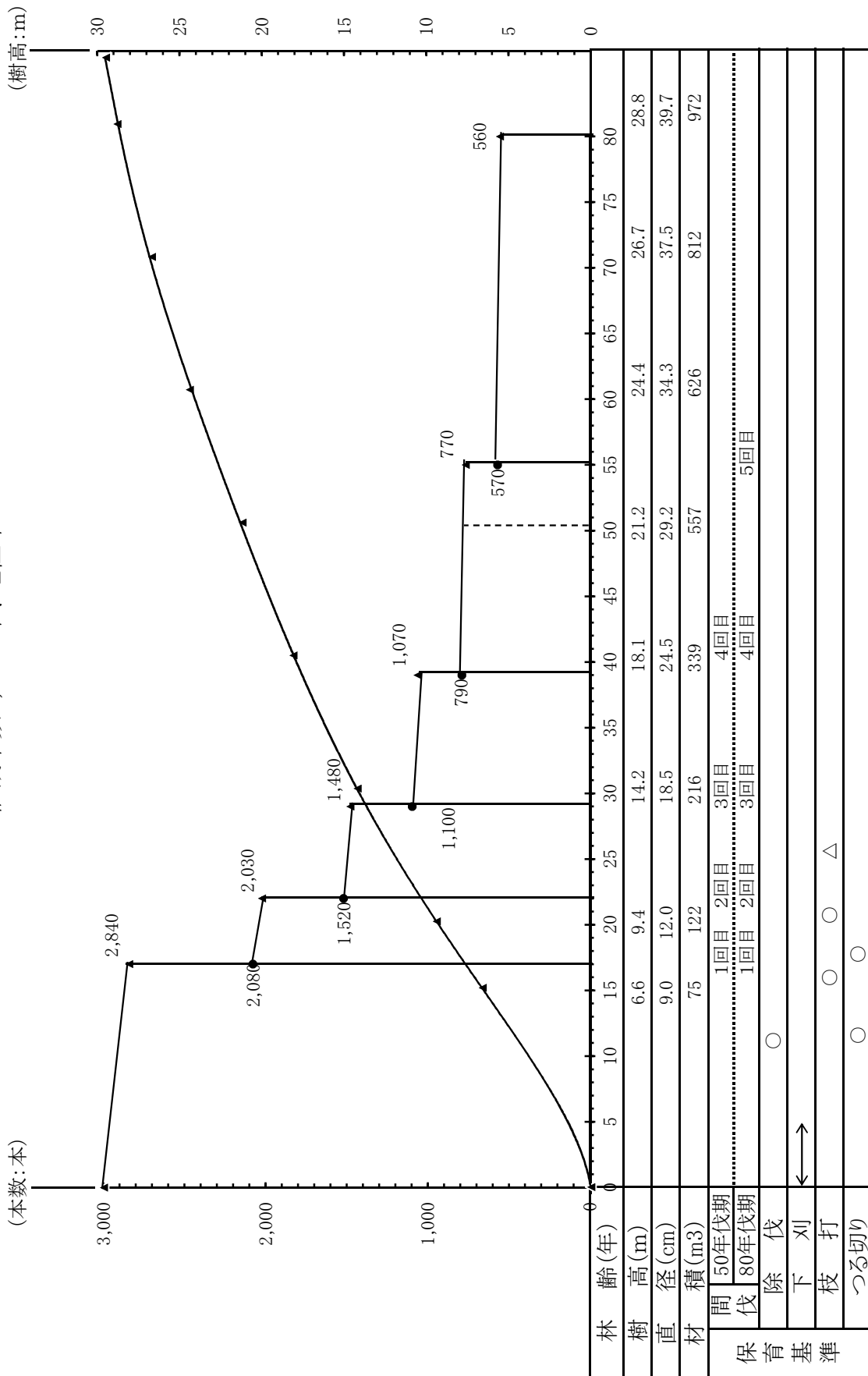
△：除伐の時期、回数を考慮して、初回間伐を実施。

※伐期目標はシステム収穫表LYCS汎用版（B種間伐、秋田地方スギ）を使用。

(2) スギ一般材・良質材生産施業基準

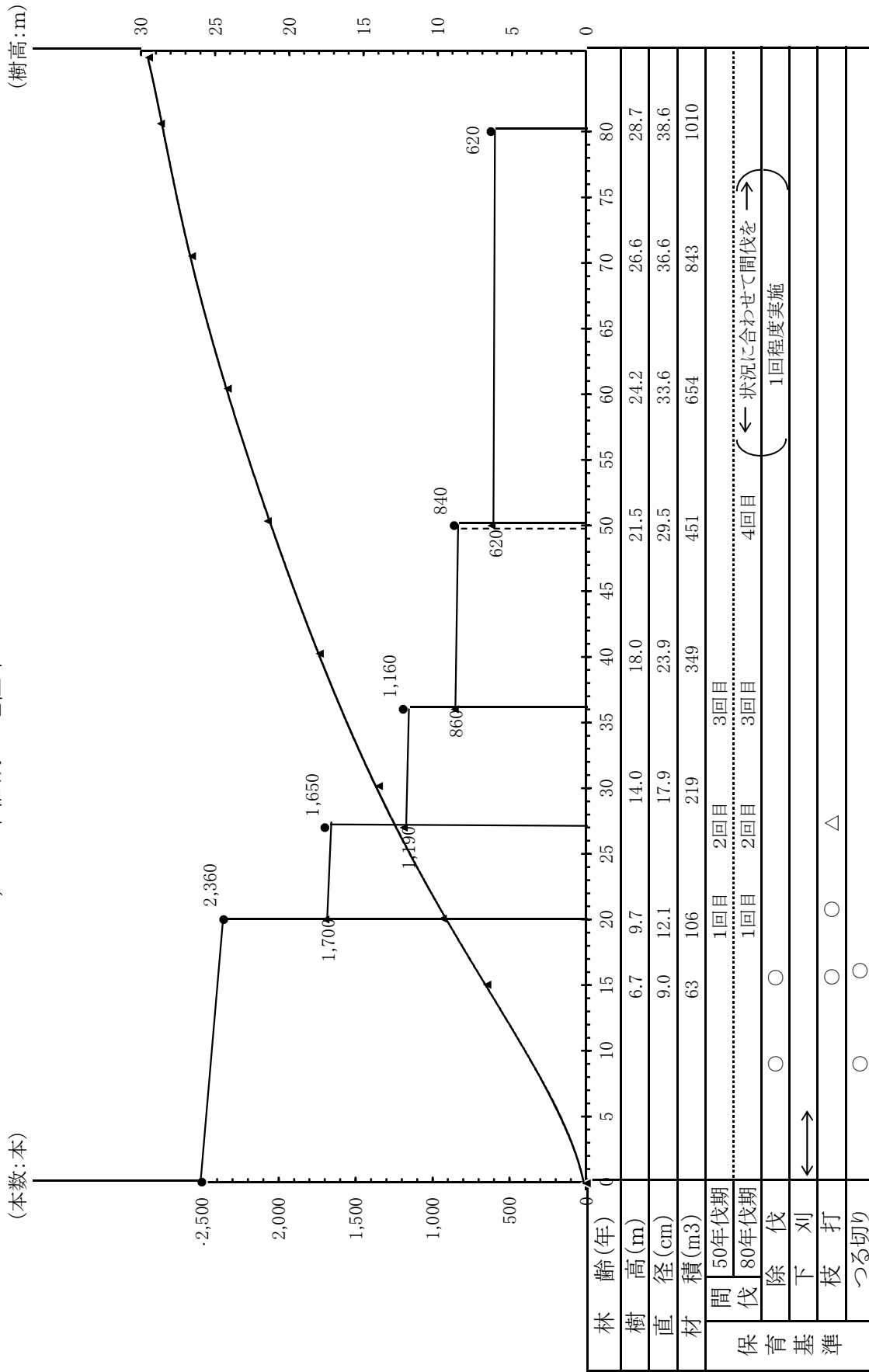
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,500本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,100本以下
- ・スギ良質材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))  
 植栽本数3,000本、地位中



(※ ----- は50年伐期の場合)

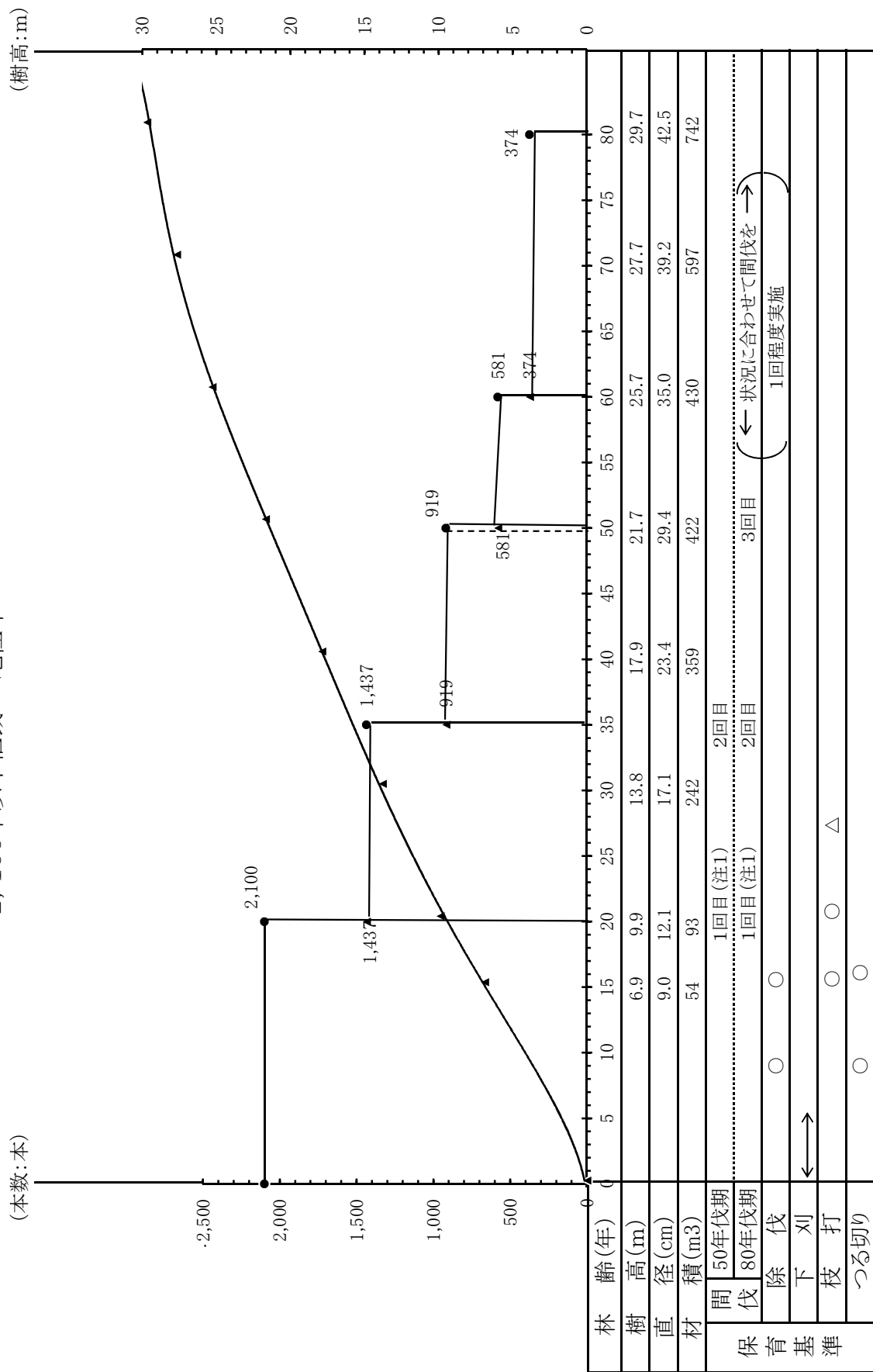
スギ一般材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))  
2,500本植栽 地位中



(※----- は50年伐期の場合)

# スギ一般材生産施設業基準 (中・長伐期(50年、80年))

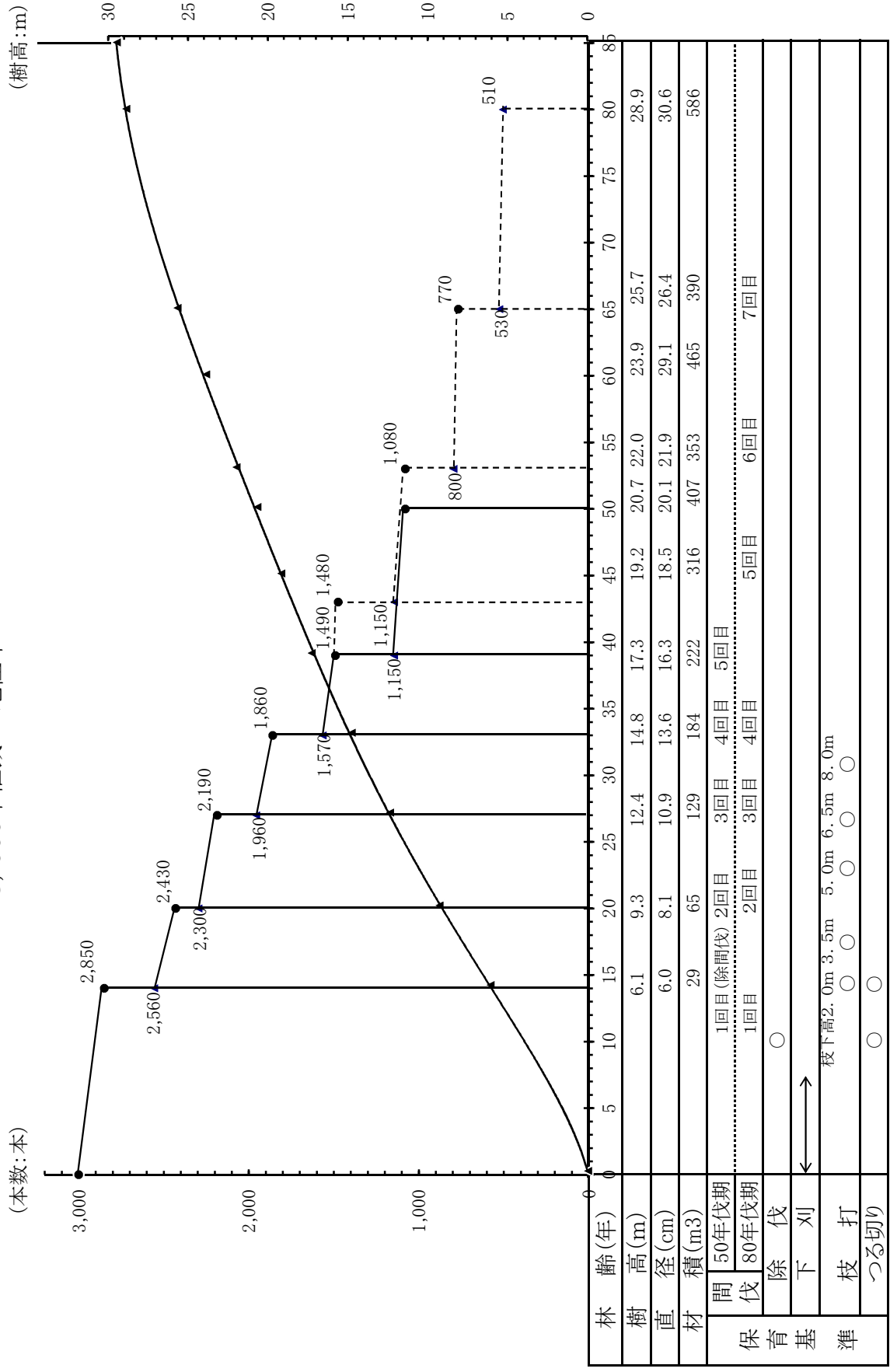
## 2,100本以下植栽 地位中



(注1) 植栽本数が2,100本を大幅に下回る場合は、1回目の間伐は省略する

(※) ----- は50年伐期の場合)

スギ良質材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))  
3,000本植栽 地位中



(※ 間伐----- は80年伐期の場合)

### (3) 市町村等による森林の整備の推進

#### 1) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、地域の森林の“マスタープラン”として森林林業関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定められています。

森林所有者等は、この市町村森林整備計画に従った適切な施業や届出を行う必要があり、「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」などを通じて、市町村は必要な指導・勧告を行います。

#### ① 市町村森林整備計画の特徴

- ・すべての市町村が作成
- ・公益的機能別施業森林のゾーニングを実施し、推進すべき施業の方法を設定
- ・市町村内の路網整備の計画を作成し、図示化
- ・フォレスター等（県及び国有林）が計画作りをサポート
- ・10年間の計画
- ・地域の声を反映した計画づくりの実施
- ・市町村が必要な指導・勧告・助言の実施

#### ② 市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第10条の5及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規程により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が計画事項として記載されています。

##### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

##### II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

第2 造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

##### III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

##### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### V その他森林の整備のために必要な事項

#### ③ 地域森林計画との適合（森林法第10条の5第4項）

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標に適合する必要があることや、林業従事者の要請・確保等市町村がその区域を越えて相互に

調整を図るべき事項があることから、計画の策定に当たっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保する必要があります。

地域森林計画に定める伐採や造林等に関する指針及び公益的機能別施業森林の区域の基準等は次のとおりとなっています。

**【地域森林計画との適合事項】**

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木の伐採に関する事項 (間伐木に関する事項を除く)	①立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ②立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	①人工造林に関する指針 ②天然更新に関する指針 ③植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
間伐及び保育に関する事項	①間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ②保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	①公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 ②木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する指針	①保健機能森林の区域の基準 ②保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針 ③保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針



## 2) 森林経営計画

### ①森林経営計画について

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、2つ以上の市町村の区域にわたり、かつ、1つの都道府県の区域内にある場合は都道府県知事、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣の認定を受けることが必要で、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していることが認定の要件になっています。

森林の施業が森林経営計画に基づいて計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりではなく、地域の森林施業の効率化や林産物の安定的な供給体制の整備につながり、地域の林業の振興に大きく寄与することが期待されます。

このように、森林経営計画に基づく施業を推進することの意義は大きいことから、市町村長は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導などの支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うことにより、国の助成（森林環境保全直接支援制度、森林整備地域活動支援交付金）の対象となるほか、税制上の特例措置や、融資の特例などの支援措置を受けることができます。

### ②施業の実施に関する主な基準

#### 【植栽の実施基準】

主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽

#### 【間伐の実施基準】

市町村森林整備計画に定められた間伐の実施時期の間隔に従った間伐

#### 【主伐の実施基準】

機能区分	施業方法	主伐林齢の下限	皆伐面積の上限
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年以上	連続して20ha以内
山地災害防止森林 快適環境形成森林 保健文化機能森林	複層林施業（択伐の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で30%以下の択伐
	複層林施業（択伐以外の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で70%以下
	長伐期施業を推進すべき森林	標準伐期齢の2倍以上	連続して20ha以内
木材等生産林（公益的機能別施業森林の区域外）	単層林施業	標準伐期齢以上	連続して20ha以内

## ②計画作成の流れ

### 【森林の現況調査】

↓ 林班または区域内の森林を取りまとめるため、森林所有者、森林面積、樹種、林齢施業履歴、市町村森林整備計画におけるゾーニングの区分などを調べます。

### 【計画策定のための合意形成と計画書の作成】

↓ 森林所有者を把握したら、計画作成のための働きかけを行い、「林班または隣接する複数林班の2分の1以上」または「区域内で30ha以上」の森林を確保して、計画を作成します。

### 【計画書を市町村長に提出】

↓ 計画作成者は森林経営計画を開始する20日前までに市町村長に提出します。  
(複数の市町村にまたがる場合は30日前までに知事に提出、複数の都道府県にまたがる場合は60日前までに農林水産大臣に提出)

### 【認定の審査】

↓ 必要な書類がそろい、認定基準を満たせば認定されます。市町村長等は計画作成者に対して認定を通知します。

### 【計画に基づいて実行】

計画が認定されたら、計画作成者は計画に基づいて、所有森林や受託した森林の経営（施業及び保護）を行います。計画を変更する場合は、市町村長等の認定を受ける必要があります。森林経営計画を遵守していない場合は、認定が取り消される場合があります。立木の伐採、譲渡または造林をした場合は、その実施状況について市町村長等へ届け出る必要があります。



## 8 用語の解説

	用 語	解 説
あ	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	公共の用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成 26 年 4 月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域の森林では、土地の売買等の 30 日前までに県への届出が必要。
	育成単層林(いくせいたんそうりん)	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手(植栽及び萌芽等)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。
	育成複層林(いくせいふくそうりん)	森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手(植栽、刈り払い、地表のかき起こし等)により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
	一斉林(いつせいりん)	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。
	うっ閉(うっぺい)	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態。
	枝打ち(えだうち)	節のない材を生産するため、樹木の成長にともなって計画的に樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。枝打ちの目的には、無節材の生産や、死節を防ぐといった材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止などもある。
	枝下高(えだしたこう)	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
か	皆伐(かいばつ)	森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。
	かき起こし(かきおこし)	元々生育する樹木から種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育ができるよう、地表を耕耘してササ等を除去する作業。
	間伐(かんばつ)	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的に応じて行われる。
	官行造林(かんこうぞうりん)	公有林野等官行造林法(大正 9 年 7 月 27 日法律第 7 号)に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和 36 年 5 月 19 日に廃止されたが、県下に約 10,800ha 存在する。
	胸高直径(きょうこうちよつけい)	林分調査等で立木の材積を測定する方法の 1 つで、山側の地上 1.2m の位置で測定する立木の直径をいう。
	公益的機能(こうえきてききのう)	森林の有する多面的機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、性格環境保全機能、保健文化機能など、木材生産機能を除く諸機能のこと。
	高性能林業機械(こうせいのりんぎょうきかい)	現場で 1 台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェラバンチャ(伐倒)、プロセッサ(玉切り・枝払い)、ハーベスタ(伐倒、玉切り、枝払い)、タワーヤーダ(集材)、スキッド(集材)、フォワード(集材運搬)などがある。

	用語	解説
	更新（こうしん）	森林を構成する樹木の世代交代のこと。 目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。
	「天然更新（てんねんこうしん）」	専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合（天然下種）と、幹の根元付近の枝（萌芽）が大きくなる場合（萌芽更新）がある。天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。
	「人工造林（じんこうぞうりん）」	人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。 これにより仕立てられた林は人工林である。
	国有林（こくゆうりん）	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	国定公園（こくていこうえん）	自然公園法に基づいて環境大臣が指定する大規模な自然公園で、国立公園は国が管理するのに対して、国定公園は、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。
	混交林（こんこうりん）	2種類以上の樹種からなる森林で一斉林に対する森林の形態を言う。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
さ	材積（ざいせき）	素材や立木の体積のこと。単位はm <sup>3</sup> （立方メートル）で表す。
	再造林（さいぞうりん）	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹の人工の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽するもの。
	作業路（さぎょうろ）	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格（全幅2～3m程度）の作業用機械のみが通行する道で、作業終了後は原則として再び森林に戻る。
	砂防指定地（さぼうしでいち）	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
	自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）	自然環境保全法に基づき原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域で、特別地区については、森林法上、制限林として位置付けている。
	自然公園（しぜんこうえん）	自然公園法に基づき自然景観の優れた区域として指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けている。
	下刈り（したがり）	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り取ること。
	市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）	森林法に基づき市町村長が5年ごとにたてる10カ年計画で、地域森林計画に適合させて、地域の森林・林業関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定める計画（参考資料7（3）参照）。

	用語	解説
	収量比数（しゅうりょうひすう）	森林に成立する立木の混み具合を数字で表現するために用いられる指標。ある平均樹高の時のその林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率を示している。
	主伐（しゅばつ）	利用期に達した林木を伐採すること。伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
	小班（しょうはん）	同一の林班において、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取り扱いなどが同一な森林ごとに細分される区画のこと。
	除伐（じょばつ）	植栽した林がほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、植栽樹種以外の樹種を取り除く作業をいうが、植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
	人工林（じんこうりん）	人工造林（人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法）によって人為的な方法により造成された森林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
	森林組合（しんりんくみあい）	森林組合法に基づき組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。
	森林計画制度（しんりんけいかくせいど）  「全国森林計画」  「地域森林計画」  「地域森林計画対象民有林」  「地域森林計画対象外民有林」  「市町村森林整備計画」	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで森林の経営を規制する制度。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。  農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について 5 年ごと 15 年を 1 期として立てる計画。  民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して 5 年ごと 10 年を 1 期として立てる計画。  森林法第 5 条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。  森林法第 2 条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない民有林をいう。  森林法第 10 条の 5 に基づき、市町村長がその市町村内の森林について 5 年ごと 10 年を 1 期として立てる計画。
	森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）	森林法第 11 条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で面的にまとまりをもった森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等に関する 5 カ年の計画（参考資料 7（3）参照）。

	用語	解説
	森林計画区（しんりんけいかくく）	森林法第7条第1項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の3森林計画区がある。
	森林法（しんりんほう）	森林の保続培養と林地生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本事項を定めている。
	森林簿（しんりんぼ）	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊。
	森林計画図（しんりんけいかくず）	1/5,000の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
	森林基本図（しんりんきほんず）	空中写真等の図化成果を用いて作成した1/5,000の地形図。
	森林施業（しんりんせぎょう）	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、公益的機能を発揮させるという目的を達成するためにおこなう作業をいう。
	森林GIS（しんりんじーあいえず）	森林地理情報システム（Geographic Information System）のことをいい、図面を介して森林の位置からいろいろな情報を得ることが出来るシステム。
	森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）	森林・林業基本法第11条に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に政府がたてる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。森林の取り扱いや木材の供給などについての目標を定めている。
	制限林（せいげんりん）	森林法、自然公園法、砂防法等の法令により、立木の伐採が制限されている森林。
	成長量（せいちょうりょう）	樹木がある期間に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。 1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。
	生産森林組合（せいさんしんりんくみあい）	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同を目的とするのに対して、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
	素材生産（そざいせいさん）	立木を伐採、搬出、玉切りし、丸太（素材）にする一連の作業をいう。
た	大径材生産（たいけいざいせいさん）	天然秋田スギ資源の代替えになるような良質な大径材の生産を目指して、林齢100年以上で伐採する方法、理想的な伐期は120～150年であり、施業方法としては超長伐期施業とも呼ばれる。
	択伐（たくばつ）	成熟した森林において単木又は群状的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
	地位（ちい）	林地の材積生産力を示すもので、樹種毎に40年生時における樹高をもとにして2m区分で地位指数として表すこともある。

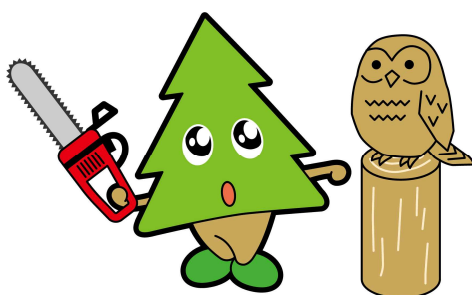
	用語	解説
	地況（ちきょう）	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	地利（ちり）	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	蓄積（ちくせき）	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとに m3（立方メートル）で整数表記している。
	鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林と位置付けられている。
	治山事業（ちさんじぎょう）	森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図る事業。具体的には、荒廃山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水需給上重要な流域における森林の整備、都市近郊における生活環境の整備など。
	長伐期施業（ちょうばっせきぎょう）	通常より高林齢で主伐する施業のことをいい、一般的には標準伐期の2倍まで延長させる施業のこと。長伐期施業は成林状態が長くなるため、公益的機能の維持に効果があるほか、太い大径材を生産する目的でも行われる。
	つる切り（つるきり）	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	天然生林の更新補助作業（てんねんせいりんのこうしんほじょさぎょう）	天然生林は主として自然の力の活用により、次世代の樹木を生育させて保全・管理を行う森林のことで、更新補助作業は、天然更新を促すため、下刈り、枝条処理やかき起こし等の地表処理の作業を行うこと。
	特定保安林（とくていほあんりん）	保安林の指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林であって、その区域内に造林、間伐等の施業を早急に実施する必要がある森林が存在するもの。
	特用林産物（とくようりんさんぶつ）	森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。きのこ類、くり・くるみなどの樹実類、わらびなどの山菜類、その他木炭、薪、漆などがある。
	土場（どば）	木材を森林から木材市場や工場まで搬出する過程で、一時的に丸太を集積し、貯木する場所のこと。
な	ナラ枯れ（ならがれ）	カシノナガキクイムシという甲虫類の一種と、それに共生する菌によって、ナラ類（コナラ、ミズナラ、カシワ等）の樹木が枯れる被害。
は	伐期齢（ばっきれい）	施業目的に従い林分が成熟期に達して、主伐によって収穫する林齢をいう。
	「標準伐期齢」	主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

	用語	解説
	伐採跡地(ばっさいあとち)	林木を伐採した跡地のこと。
	伐採の届出(ばっさいのとどけ)	森林法第10条の8第1項の規定により、森林所有者等は地域森林計画対象森林を伐採する場合は、伐採の90日から30日前までに、市町村長へ伐採届出書を提出することが義務付けられている。
	火入れ(ひいれ)	一般的には土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くことをいう。
	幅員(ふくいん)	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。
	複層林施業(ふくそうりんせぎょう)	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の高さの林冠(複数の樹冠により構成)を形成するため、複層林という。林冠層が2段の場合は2段林、2段以上は多段林という。
	「樹下植栽」(じゅかしょくさい)	複層林を造成するとき、上層木がある状態でその下に下層木を植栽する方法。
	保安林(ほあんりん)	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。保安林は森林法第25条第1項に掲げる指定の目的により、17種とされている。
	保安施設地区(ほあんしせつちく)	水源のかん養や災害の防備の目的のために、国又は都道府県が保安施設事業を行う必要があると認めるときは、農林水産大臣は保安施設事業を行うのに必要な広さと期間の限度において、森林・原野等を指定した地区。
	保育(ほいく)	目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐(ほいくかんぱつ)	間伐材を林外へ搬出しない間伐(切り捨て)をいう。
	ぼう芽更新(ぼうがこうしん)	主に広葉樹で、伐採した後の切り株から発生する芽(ぼう芽)を育てて森林を更新する作業。
	母樹(ぼじゅ)	天然更新に必要な種子を供給する親となる樹木。また、林木育種の観点からは、遺伝的に優良な選抜された個体を母樹と称している。
ま	松くい虫(まつくいむし) もしくは、松くい虫被害	松くい虫とは、松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のこと。この昆虫がアカマツやクロマツを食害する時に、マツノザイセンチュウを寄生させることにより、松が枯れる被害を引き起こす。
	未立木地(みりゅうぼくち)	無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
	民有林(みんゆうりん)	森林法第2条第3項に規定される、国有林以外の森林。私有林(個人有、会社有、社寺有等)、公有林(県有、市町村有、財産区有)がある。



	用語	解説
	木質バイオマス(もくしつばいおます)	バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などや、製材工場から出るオガクズなどがある。
や	UJI ターン(ゆーじえいあいたーん)	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	要間伐森林(ようかんばつしんりん)	間伐又は保育が適正に実施されていないため、早急に間伐を実施する必要がある森林で、市町村森林整備計画で指定する。
	要整備森林(ようせいびしんりん)	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
ら	裸地(らち)	樹木や草本(下層植生)が生えていない状態の土地。
	流域(りゅういき)	河川に降水を供給する区域(集水域)の総称。森林計画制度における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行うための地域の範囲をいう。
	流域林業活性化センター(りゅういきりんぎょうかつせいかせんたー)	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下の3流域に設置されている。
	立木(りゅうぼく)	森林法では土地に生立している、個々の木竹のことをいう。
	立木密度(りゅうぼくみつど)	単位面積当たりに生立している樹木の密度をいう。密度は本数で表す場合が多い。(本/ha)
	林業事業体(りんぎょうじぎょうたい)	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。
	林業専用道(りんぎょうせんようどう)	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。普通自動車(10t 積程度のトラック)及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のため特定の人が利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。
	林地(りんち)	森林の土地の部分をいうが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
	林齢(りんれい)	林分が生立して経過した年数をいうが、人工林は更新年度(植栽年度)を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢(実際の年齢)とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
	林相(りんそう)	森林を構成する樹種、林齢、大きさなどで表される森林の姿をいう。
	林班(りんぱん)	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したものを「林班」といい、市町村の区域ごとにおおむね50ha程度で設定し、数字で表している。林班内を天然地形等で5ha程度に区画したものを「小班」といい、民有林は数字で表し、国有林は「い、ろ、は・・・」の文字で表している。

	用語	解説
	林分（りんぶん）	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。
	林木（りんぼく）	林分を構成している樹木のことをいう。
	齢級（れいきゅう）	林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下同様に区分する。
	路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）	森林整備の集約化と基幹路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。 ※基幹路網～森林の管理や整備・保全に必要な車道



「秋田県マスコット スギッチ」